

令和8年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

島根労働局 雇用環境・均等室

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
<p>各種助成金・奨励金等の制度については、厚生労働省のホームページ(下記 URL)にてご確認ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/index.html</p>								

・島根県 商工労働部 商工政策課

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
地域未来投資促進法に基づく支援	成長性の高い新たな分野への取り組みを行う事業者 (課税の特例措置等の支援を受けるためには地域経済牽引事業計画の県の承認及び国の確認が必要)	機械装置、器具备品、土地・建物の投資に係る国税・地方税の課税の特例など					随時	(地域経済牽引事業計画承認申請先) 島根県 商工労働部 商工政策課

・島根県 商工労働部 しまねブランド推進課

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまね中核的食品製造企業育成事業	食品等製造事業者	県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進する事業者の商品開発等の取組 ソト:商品開発委託費、展示会出展料等 ハト:施設・機械等の整備	ハード経費 1/3 以内 ソフト経費 1/2 以内 上限 7,000 千円 下限 700 千円				令和8年 4月24日 (状況により2回目の審査会を実施)	・しまねブランド推進課 流通係 0852-22-6398
伝統工芸雇用就業資金貸付金	知事の認定を受けた島根県ふるさと伝統工芸品製造者	島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対する研修教育費	最長3年間、1人当たり 月5万円 ・後継者育成計画の認定が条件 ・(一財)島根県物産協会を通じて申請 ※一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。	3年以内 (措置期間 2年以内を含む)	無利子		随時	・(一財)島根県物産協会 0852-22-5758 ・しまねブランド推進課 物産企画係 0852-22-6397
島根県工芸品販路拡大支援事業費補助金	・伝統的工芸品を製造する事業協同組合 ・島根県ふるさと伝統工芸品指定事業者 ・島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者	・展示会・見本市出展支援事業(旅費、送料・運搬費、施設使用料、広告費) ・販路開拓専門家招聘支援事業(専門家謝金、専門家旅費) ・認知度向上・魅力発信支援事業	・展示会・見本市出展支援事業 上限10万円 (1事業者3回まで) ⇒対象経費の1/2以内 ・販路開拓専門家招聘支援事業 上限10万円				随時	・(一財)島根県物産協会内 島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会 0852-22-5758 ・しまねブランド推進課 物産企画係 0852-22-6397

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		(旅費、送料・運搬費、施設使用料、広告費、講師謝金、講師旅費、委託費)	(1事業者2回まで) ⇒対象経費の1/2以内 ・認知度向上・魅力発信支援事業 上限30万円 ⇒対象経費の1/2以内					
地域産品販路拡大活動支援事業	県内の複数の事業者の商品を取りまとめて販路開拓・拡大を進める事業者(「地域商社等」)	地域商社等が行う、島根県産品の県外への販路開拓・拡大のための取組に要する経費 ソフト:共同での商品開発、県外展示商談会への出展、商談会・産地視察商談の開催、県外小売店等でのフェアの開催 等	上限1,000千円 (対象経費の1/2以内)				令和8年6月19日 (金)	・しまねブランド推進課 流通係 0852-22-6398
島根県地域物流効率化・連携促進補助金	単独枠：荷主事業者又は運送事業者 連携枠：複数の荷主事業者又は荷主事業者及び運送事業者で構成されるグループ	単独枠：パレット化、標準化、デジタル化等物流効率化・連携促進に資する自社における新たな取組(ただし、運送事業者においては、荷主企業で発生する荷待ち・荷役作業時間削減に資する取組に限る) 連携枠：輸配送の共同化、商慣行の見直し等グループが連携して行う物流効率化・連携促進に資する先駆的取組	単独枠： ハード経費1/3以内 ソフト経費1/2以内 限度額100万円/件 連携枠： ハード経費1/3以内 ソフト経費1/2以内 限度額500万円/件				令和8年12月25日 (金)	・しまねブランド推進課 物産振興推進スタッフ

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
食品輸出展開支援事業補助金	県内に主たる事業所 または工場を有する 中小企業者のうち、 ・食品等製造事業者 ・食品流通事業者 ・中間加工事業者	各輸出先国の政府等が求める基準又は海外バイヤーや国内商社等が求める品質・生産力向上に対応するために必要となる施設・設備整備にかかる経費	1/2 以内 上限 20,000 千円 下限 1,000 千円				4 回の締切 (5 月、6 月、8 月、9 月末日予定) を設け、各回で審査会を実施し、採否を決定	しまねブランド推進課 海外展開支援室 0852-22-5632

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
IT活用事業化支援 助成事業	・県内事業者 ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム、これらを出資者とする法人、又はこれらを構成員とする組合等	初期の顧客を獲得した上で、サービス・製品を開発し、市場に投入する段階の開発経費	300万円(対象経費の2分の1以内)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団 ITイノベーションセンター(ITOC) 0852-61-2225
国際規格認証取得促進助成事業	経営革新計画等に取り組む県内中小企業	ISOシリーズ(9001(品質)、14001(環境)は除く)やNadcap、FSSC22000、HACCPなどの国際規格認証等取得 FSSC22000、HACCPなど食品関係はしまねブランド推進課予算。 ISO9001(品質)、ISO14001(環境)はR2より対象外。	100万円(対象経費の2分の1)				令和9年2月26日まで	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115
産業廃棄物3R技術 開発事業	(1)県内に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という) (2)構成員の2分の1以上が県内事業者である法人格を有する団体	(1)産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業 (2)産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業 (3)上記(1)、(2)の事業化に向けた市場調査・可能性試験を行う事業	・研究開発枠 100万円以上で500万円を限度(対象経費の3分の2以内) ・FS(可能性試験研究)枠 200万円以内(対象経費の3分の2以内)				令和8年6月10日まで ※7月上旬頃までに審査を実施する予定 ※予算に余りがあれば2次募集予定	島根県商工労働部 産業振興課 総務企画係 0852-22-6221

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進助成事業(チャレンジ枠)	(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。(ただし、飲食材料及び工芸品を製造するものを除く。) (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 (3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	新たな挑戦による競争力の強化を目的として、市場調査、試作開発又は可能性検証試験を踏まえた新分野への進出や新技術・商品開発等を行う事業	100万円(対象経費の2分の1以内)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
しまねオープンイノベーション推進助成事業(事業化枠)	(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 (3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	売上増加・利益率向上等を目的として、事業化の確度を高めるため国内の大学・高等専門学校・企業・外部専門家と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業	500万円(対象経費の2分の1以内)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進助成事業(高度研究開発枠)	(1)県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 (2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 (3)助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。	次世代技術開発を目的として、国内の大学・高等専門学校・研究機関・企業等と連携して、事業化に向けた研究開発を行う事業	1,000万円(対象経費の2分の1以内)				今後募集予定	(公財)しまね産業振興財団新事業支援課 0852-60-5112
ものづくりアドバイザー派遣事業	島根県内に本社・支社・工場等の事業拠点を有するものづくり企業	競争力強化の取り組みを行う場合に、専門的な有資格者等を専門家として派遣	1社あたり年間24時間以内(回数は6回が上限)。所定の要件を満たすことで年間48時間以内(回数は計12回が上限)まで実施可能 【三菱マヒンドラ農機(株)又はリョーノーファクトリー(株)と直接・間接の取引があり、売上全体の5%(直近決算期				令和9年1月31日まで	(公財)しまね産業振興財団経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
			又は直近3か年の決算期時点の平均)以上を占めている企業】 「事業再構築型」で活用可能。					
島根県ヘルステックビジネス事業化補助金	島根県内に事業所を有する次に掲げる事業者等。 ・中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。) ・事業協同組合 ・企業組合 ・一般社団法人、一般財団法人 ・その他知事が認める団体	主に県外の新たな市場開拓を目指す医療・福祉機器等の製品やIT技術等を活用したヘルステックサービスを実施しようとする事業者に対し、事業化又は可能性検証に係る費用の一部を補助	(1)事業化支援枠 <補助金額500万円, 補助率2分の1以内> ヘルステックビジネスのビジネスプランを事業化するための実証を行う事業。 (2)可能性検証枠 <補助金額200万円, 補助率2分の1以内> (1)に規定する事業化の前段階の市場調査、医学的検証等を行う事業。				1次募集 令和8年4月24日まで (予算に余りがあれば、2次募集を開始する)	島根県商工労働部 産業振興課 ヘルケア ビジネス推進係 0852-22-6395

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業 (1)ウェブを活用した販路拡大支援助成金	県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。ただし、原則として機械金属、樹脂、電気及び電子部品の製造を行っている者。	(1)県内事業者がウェブや営業支援ツール等を活用し、新規取引先発掘、新製品のPRなどによる企業間取引の拡大を図る事業費	(1) 100万円(対象経費の2分の1)				随時募集 予算上限に到達次第終了	(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114
(2)営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金		(2)県内事業者が営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業費	(2) 【一般枠】 100万円(対象経費の2分の1) 【特別枠】 150万円(対象経費の4分の3)					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
専門展示会出展助成金	(1)県内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定義する中小企業者。 (2)機械金属、樹脂、電気および電子部品等の製造を行っている者 ※島根県の中小製造企業3社以上により構成されるグループで、経営革新計画の承認を受けた事業者については、この限りではない。	島根県外かつ日本国内で開催される環境、福祉、住環境及び機械金属分野等の展示会出展で、令和8年4月10日から令和9年3月31日までに開催されるもの。	【一般枠】30万円 ※承認企業は90万円(対象経費の2分の1) 【特別枠】45万円 (対象経費の4分の3)				随時	(公財)しまね産業振興財団販路支援課 0852-60-5114
中小企業デジタル導入加速化補助金	・県内に主たる事業所を有する中小企業者、中小企業等協同組合(農業、林業、漁業のいずれかを営む者、みなし大企業等を除く。)ただし、過去に当補助金において、システム及び機器導入費用に対する補助金交付を受けた者は対象外とする。 ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者。	生産性向上や売上拡大などに向けて、デジタル技術を導入する経費	上限額150万円 下限額15万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				・第1回募集 令和8年6月26日まで ・第2回募集 令和8年7月31日まで ・第3回募集 令和8年8月28日まで ・第4回募集 令和8年10月16日まで	島根県中小企業団体中央会 連携支援課 0852-21-4809

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
デジタル導入IT支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる事業所を有する中小企業者(農業、林業、漁業のいずれかを営む者を除く。) ・事業成果の公開及び取組みを県下に波及させることを目的とした広報活動等に協力ができる者 ・助成事業完了後までに独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施しているSECURITY ACTIONの宣言登録事業者として登録できる者 	デジタル技術を活用して新たなサービスの開発や生産性の向上を図る取組で、デジタル化のIT事例として県内の中小企業者へのデジタル技術導入の促進に寄与すると判断される事業	上限額 400 万円 下限額 40 万円(ハード事業:対象経費の1/3、ソフト事業:対象経費の1/2)				<ul style="list-style-type: none"> ・第1回募集 令和8年5月29日まで ・第2回募集 令和8年7月24日まで ・第3回募集 令和8年9月25日まで ・第4回募集 令和8年11月27日まで ・第5回募集 令和8年1月29日まで 	(公財)しまね産業振興財団 ITイノベーションセンター(ITOC) 0852-61-2225
ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業補助金(エネルギー価格・物価高騰対策分)	県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者のうち、製造業に取り組む企業(みなし大企業を除く)	生産プロセス変革型 エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応し、生産プロセスの変革・拡大や新事業構築を図る以下のいずれかに該当する設備導入等の取組であること <ul style="list-style-type: none"> ・省人化・自動化を進めていく ・多能工化に向けた人材育成システムの整備やそれに伴い工程を変更する ・生産量の増加を図る ・新たな事業若しくは市場への参入、新製品の開発、又は新たな取引先を獲得する 	【三菱マヒンドラ農機(株)、リョーノーファクトリー(株)と一定の取引を有し、新規受注に対応するための設備導入を行う企業】 上限額 3,000 万円 下限額 50 万円 (補助率:3/4以内) 【上記以外】 上限額 2,000 万円 下限額 50 万円				<ul style="list-style-type: none"> ・第1回締切 令和8年5月29日まで ・第2回締切 令和8年7月31日まで ・第3回締切 令和8年9月30日まで ※公募期間中(9月30日まで)に3回の締切を設け、各回で審査会を実施し採否を決定。 ※申請件数と予算状況によって、早期に公募を終了する可能性がある。	【問合・交付申請書以外の書面の提出先】 島根県商工労働部産業振興課 ものづくり推進第二係 0852-22-6648 【交付申請書・実績報告書の提出先】 (公財)しまね産業振興財団 経営支援課 0852-60-5115

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
			(補助率：中小企業者 1/2 以内、小規模事業者 2/3 以内)					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねデジタル伴走 支援助成金	島根県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業及びしまねDX推進専門家派遣事業、しまねデジタル推進専門家派遣事業の利用実績のある中小企業者（予定）	デジタル化導入により競争力を強化する取り組みを民間の専門家を活用して実施する場合に、デジタル導入計画策定、導入、運用・定着のスキームにおいて、しまねデジタルイノベーション推進専門家派遣事業及びしまねDX推進専門家派遣事業、しまねデジタル推進専門家派遣事業を活用した専門家派遣後に、引き続き民間の専門家を活用して計画策定、導入、運用（保守は除く）・定着レベルを引き上げる事業であって、かつ対象事業者の自走に向けた活動に資する事業。（予定）	30万円(対象経費の2分の1)				随時募集（最終申請締切日は令和9年2月26日）	(公財)しまね産業振興財団 ITイノベーションセンター(ITOC) 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金	県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営む企業(みなし大企業を除く)	カーボンニュートラルを見据え、県内中小製造業によるCO2削減に資する設備投資やグリーン成長分野への進出・事業拡大に資する設備導入などを支援	<成長分野進出事業(A型)> 1,000万円 <生産プロセス改善事業(B型)> 1,000万円 ※再生可能エネルギーの自家消費設備は500万円 <設備配置変更事業(C型)> 100万円 <エネルギーの見える化事業(D型)> > 500万円				1次募集 令和8年6月22日まで	(公財)しまね産業振興財団 新事業支援課 0852-60-5112

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	県内に主たる事業所を有する中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定める中小企業者のうち、製造業者(みなし大企業を除く)	ユーティリティ設備、生産設備、エネルギーマネジメントシステム(EMS)、断熱塗装(遮熱塗装)	750 万円 (対象経費の 2 分の 1(小規模事業者 3 分の 2))				令和 8 年度 第 2 回公募 令和 8 年 5 月 29 日まで ※第 2 回公募で予算が上限に達しない場合、第 3 回公募を実施予定 ※公募期間は産業振興課ホームページ等で公表	島根県商工労働部 産業振興課 電話 0852-22-6647

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
企業立地促進助成金	<p>(1) 製造業の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加固定資本額 5,000 万円以上、増加雇用従業員数 5 人以上(地元企業の場合は 3 人以上) <p>(2) ソフト産業の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加雇用従業員数 10 人以上(ただし、中山間地域に立地する場合、市の区域は 5 人以上、町村の区域は 3 人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加固定資本額 ・増加雇用従業員数(新規学卒者・UI タン者) 	<p>(1) 製造業の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資助成:5~15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UI タン者×100 万円(中山間地域の場合は 130 万円) <p>(2) ソフト産業の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資助成:5~15% ・雇用助成:増加雇用従業員のうち新卒者・UI タン者×100 万円(中山間地域の場合は 130 万円) 				<p>随時</p> <p>(助成金申請のためには、まず立地計画の認定が必要ですので、増設計画に着手される前に右記までお問い合わせください。)</p>	<p>島根県 商工労働部 企業立地課 0852-22-5295</p>

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
融	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 8,000万円 運転資金 5,000万円 借換資金 8,000万円	設備資金 12年以内 (据置1年以内) 運転資金 7年以内(据置6箇月以内) 借換資金 10年以内 (据置1年以内)	年 1.55% (責任共有利率) 年 1.40% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	一般資金 (経営者保証非提供枠)	法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(20240115 中庁第15号)に規定する特別保証制度を適用する場合に限る)	設備資金 運転資金 借換資金	8,000万円	10年以内 (据置1年以内)	年 1.55% (責任共有利率) 年 1.40% (責任共有外利率)	保証人 不要 担保 不要	保証料率国補助後、 責任共有 0.60%以上 1.90%以下 責任共有外 0.60%以上 2.10%以下 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料について	令和9年 3月31日 保証申込分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
								は、国の補助の対象外となり、責任共有 0.65%以上 1.95%以下 責任共有外 0.65%以上 2.15%以下		
	小規模企業特別資金	小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が2,000万円以内となるものに限る)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む)	10年以内 (据置1年以内)	責任共有外のみ 年1.30% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要	保証料率 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下	随時	商工会議所 商工会
	小規模企業育成資金	小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下)	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし、小規模企業特別資金の融資残高も含む)	10年以内 (据置1年以内)	年1.45% (責任共有利率) 年1.30% (責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要	保証料率 責任共有 0.2%以上 1.05%以下 責任共有外 0.2%以上 1.2%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
※一般資金において、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は0.45%を上乗せする(以下、特別融資、緊急融資、まちひとしごと創生資金及び中小企業育成振興資金において同じ。)										
	創業支援資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のために資金を必	設備資金	設備資金 5,000万円	設備資金 12年以内	年1.35%	保証人	保証料率 責任共有	随時	商工会議所 商工会

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		<p>要とするもの</p> <p>(1)新たに事業を開始する計画を有する個人</p> <p>(2)新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社</p> <p>(3)事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人</p>	運転資金	<p>運転資金</p> <p>3,000万円</p> <p>ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人については、設備資金と運転資金との合計額として創業関連保証の保証限度額とする</p>	<p>(据置2年以内)</p> <p>運転資金</p> <p>10年以内</p> <p>(据置2年以内)</p>	<p>(責任共有利率)</p> <p>年 1.20%</p> <p>(責任共有外利率)</p>	<p>法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による</p> <p>個人 原則不要</p> <p>担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による</p>	<p>0.2%以上</p> <p>1.3%以下</p> <p>責任共有外</p> <p>0.2%以上</p> <p>1.5%以下</p>		<p>中小企業団体中央会</p> <p>商工会連合会</p> <p>しまね産業振興財団</p>
新事業展開強化資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの(1)特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業(2)県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業</p>	<p>設備資金</p> <p>運転資金</p>	<p>8,000万円</p> <p>5,000万円</p>	<p>設備資金</p> <p>12年以内</p> <p>(据置1年以内)運転資金</p> <p>10年以内(据置1年以内)</p>	<p>年 1.45%(責任共有利率)</p> <p>年 1.30%(責任共有外利率)</p>	<p>保証人</p> <p>法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による</p> <p>個人 原則不要</p> <p>担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による</p>	<p>保証料率</p> <p>責任共有</p> <p>0.4%以上</p> <p>1.5%以下</p> <p>責任共有外</p> <p>0.4%以上</p> <p>1.7%以下</p>	<p>令和9年</p> <p>3月31日</p> <p>保証承諾分まで</p>	<p>商工会議所</p> <p>商工会</p> <p>中小企業団体中央会</p> <p>商工会連合会</p> <p>しまね産業振興財団</p>	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
	のうち別に定める要件に該当するもの(3)技術又は事業の新規性が認められる事業(4)収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業(5)その他知事が特に認めた事業								
経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者、組合又は中小特定非営利法人	運転資金	2億8,000万円	15年以内(据置1年以内)	年1.65%(責任共有利率) 年1.50%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	令和9年3月31日 保証承諾分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
協調支援型経営課題対応特別資金	次の要件のいずれかに該当し、経営の安定、事業の発展等の多岐にわたる経営課題解決に取り組む中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	2億8,000万円	設備資金 10年以内(据置3年以内) 運転設備	年1.50%(責任共有利率) 年-(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要	保証料国補助後、 融資対象者の欄(1)に該当する者 責任共有 0.30%以上 1.27%以下	令和9年3月31日 保証申込分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		<p>(1)原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が12か月以上であるものに限る。)を受けること。</p> <p>(2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p>			<p>10年以内(据置3年以内)元金均等月賦</p> <p>運転資金 10年以内(据置1年)元金均等月賦</p>		<p>担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による</p>	<p>融資対象者の欄(2)に該当する者 責任共有 0.34%以上 1.43%以下</p> <p>ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助対象外となり、 責任共有 0.45%以上 1.90%以下</p>		
経営改善ホ ト資金	<p>産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合</p>	<p>設備資金運転資金(経済改善・再生計画の実施に必要なものに限る)</p>	<p>2億8,000万円</p>	<p>15年以内(据置3年以内)</p>	<p>年1.75%(責任共有率)年1.60%(責任共有外利率)</p>	<p>保証人 法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による</p>	<p>保証料率国補助後、一律0.4%ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となり、責任共有0.8%、責任共有外1.0%</p>	<p>令和9年3月31日保証申込分まで</p>	<p>商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団</p>	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)		
※特別融資には、この他、再生支援資金があります。										
融	セーフティ資金	取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合	運転資金	8,000万円	8年以内(据置1年以内)	年1.45%(責任共有利率) 年1.30%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関 又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	災害復旧資金	次の要件のいずれかに該当する中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人 (1)災害により、直接被害を受けたもの (2)災害により、売上の減少等の間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円	12年以内(据置2年以内)	年1.45%(責任共有利率) 年1.30%(責任共有外利率)	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は原則不要	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上 1.7%以下	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	経済変動等資金(三菱マヒンドラ農機等対応枠)	三菱マヒンドラ農機等の事業活動の制限により、以下の要件を満たす中小企業者、組合又は中小特定非営利法人 【一般保証枠】	設備資金 運転資金	【一般保証枠】 2億 8,000万円	10年以内(据置1年以内)	【一般保証枠】 年1.45%(責任共有) 年1.30%	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要	【一般保証枠】 責任共有 0.4%以上 1.5%以下 責任共有外 0.4%以上	令和9年 3月31日 融資実行 分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体 中央会 商工会連合会

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保		申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		三菱マヒンドラ農機等(間接的な取引も含む)との取引依存度が5%以上かつ売上減5%以上 【SN保証2号枠】 三菱マヒンドラ農機等と直接取引を行っており、取引依存度が20%以上かつ売上減10%以上		【SN保証2号枠】2億8,000万円※ 一般保証とは別枠		(責任共有外) 【SN保証2号枠】 年 1.30% (責任共有外)	担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による	1.7%以下 【SN保証2号枠】 0.40%以上 0.91%以下	※SN保証2号の市町村への申請期間は令和9年3月1日まで	しまね産業振興財団
災害対策特別資金(R8年度島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金)	「島根県東部を震源とする地震」により被害や影響を受けている中小企業者等であって、次の要件のいずれかに該当するもの。 (1) 直接的な被害を受けたもの (2) 間接的な被害のうち、売上高等が5%以上減少したもの、または売上高等が5%以上減少することが見込まれるもの	設備資金 運転資金	1億2,000万円	12年以内(据置3年以内)	年 1.35% (責任共有利率) 年 1.20% (責任共有外利率)ただし、借入当初3年間は利子補給により年0%とする。	保証人 法人 取扱金融機関 又は保証協会の決定による 個人 原則不要 担保は取扱金融機関 又は保証協会の決定による	保証料率 責任共有 0.4%以上 1.05%以下 責任共有外 0.4%以上 1.2%以下 (各種特例措置適用 保険を適用する場合は、年0.40%~年0.71%)	令和9年3月31日 保証承諾分まで	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所(窓口官公庁)
		業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合							
	設備リース資金	協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	設備						
<p>※中小企業高度化資金には、この他商店街支援等整備資金、企業合同資金、集積区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子)</p>									
■	事業所新設等資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上(リト産業等3,000万円以上) ・新規雇用3人以上(操業後1年以内)	設備資金(土地・建物・設備)	2億円 投下固定資本の3分の2以内	15年以内(据置2年以内)	年1.05%(責任共有利率) 年0.90%(責任共有外利率)	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる	随時	商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団
	成長企業応援資金	県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの(新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要)	設備資金(土地・建物・設備) 運転資金	設備資金2億円 運転資金8,000万円	設備資金15年以内(据置2年以内)運転資金7年以内(据置2年以内)	年1.05%(責任共有利率) 年0.90%(責任共有外利率)			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利率	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
経営資産承継資金	県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者(原則として、従業員の1/2以上の再雇用が必要)	設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金	設備資金 2億円 運転資金 8,000万円	設備資金 15年以内(据置2年以内)運転資金 10年以内(据置2年以内)	年 1.05% (責任共有利率) 年 0.90% (責任共有外利率)				

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
専門人材確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料(成功報酬部分)	①130万円(対象経費の1/2) ②170万円(対象経費の3/2) ※DX人材を雇用する場合又はスタートアップ企業が雇用する場合				令和9年2月15日まで(詳細はホームページにて)	公益財団法人しまね産業振興財団 (島根県プロフェッショナル人材戦略拠点) TEL:0852-60-5104
専門人材(副業・兼業)確保推進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主 (※これまで島根県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業人材活用を行ったことがない企業に限る)	県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料	①12万円(3か月分) ②24万円(6か月分) ※DX人材を雇用する場合又はスタートアップ企業が雇用する場合					
	県内に事業所を有する中小企業事業主	県外の専門人材を副業・兼業の形態で活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費(宿泊費・交通費)但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外	①20万円(対象経費の1/2) ②40万円(対象経費の3/2) ※DX人材を雇用する場合又はスタートアップ企業が雇用する場合					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
副業・兼業人材活用促進事業費補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主 (※これまで島根県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業人材活用を行ったことがない企業に限る)	・有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料 ・専門人材に支払った県内就業地までの移動に要する経費(交通費・宿泊費) ・専門人材に支払った報酬	50万円(対象経費の8/10)				令和9年2月15日まで (詳細はホームページにて)	公益財団法人しまね産業振興財団 (島根県プロフェッショナル人材戦略拠点) TEL:0852-60-5104
いきいき職場づくり支援補助金	県内に事業所を有する中小企業事業主等 (補助要件:「しまねいきいき職場宣言」宣言企業等)	①人づくり支援補助金 人材育成計画(キャリアマップ)に基づいて計画的に実施する研修や外部人材によるOJTの実施に要する経費 ②就労環境改善支援補助金 労働能率の向上や業務負担の軽減、職場のコミュニケーション促進等に資する事業を実施する際に要する経費	80万円(①、②の合計) ①対象経費の1/2 ②対象経費の1/2 但し 設備・機器、ソフトウェア等の購入・更新費については1/3				令和9年1月29日まで (詳細はホームページにて)	一般社団法人島根県経営者協会 TEL:0852-61-8355
ものづくり人材長期派遣研修支援補助金	中小企業事業主 (製造業)	社員を県内外の企業、大学、職業訓練機関等に派遣(3月以上)して行う人材育成に要する経費の支援	200万円/年/社 (対象経費の1/2)、 上限2年				随時	島根県商工労働雇用政策課 (産業人材育成係) TEL:0852-22-6556
新卒採用ブランディング支援補助金	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	若年者へのアピールを意識した「採用ブランディング」に取り組む経費 (コンサルティング費用、HP改修	75万円(対象経費の1/2)				1次募集:令和8年5月22日	島根県商工労働部 雇用政策課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
		等の経費、リーフレット等作製費など)					2次募集:令和 8年7月3日 3次募集:令和 8年9月4日 (詳細はホームページにて)	(若年者就職促進室) TEL:0852-22-5365
魅力あるインターンシップ・仕事体験支援補助金	県内に事業所を有する一定の条件を満たす県内中小企業主等	大学生等を対象とした「魅力あるインターンシップ・仕事体験」に取り組む経費(コンサルティング費用、プログラム設計委託費、研修受講料、募集広報のためのリーフレット等作成費など)	50万円(対象経費の1/2) ※広報費は補助対象経費全体の1/2以内				1次募集:令和 8年5月15日 2次募集:令和 8年6月26日 3次募集:令和 8年8月28日	島根県商工労働部 雇用政策課 (若年者就職促進室) TEL:0852-22-6282
外国人材定着支援補助金(ハード事業)	外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)を受け入れている、又は事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある県内中小企業者等(介護・看護分野除く) (「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象とする)	外国人材のための就労環境・居住環境整備に要する経費	50万円(対象経費の1/3)				令和8年5月11日から令和8年11月30日まで	島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
外国人材定着支援事業(日本語学習支援)	外国人材(技能実習生及び特定技能外国人に限る)を受け入れている、又は事業完了までに新たに雇用する具体的な計画がある県内中小企業者等(介護・看護分野除く)	・オンライン日本語学習プログラムを提供する民間事業者から、プログラム利用のためのアカウントを島根県中小企業団体中央会が一括購入し、企業の申請に基づきアカウントを付与。 ・企業において多数の動画コンテンツの中から目的やレベルに応じたコースを選択し受講。						島根県中小企業団体中央会 TEL:0852-21-4809

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（農業関係）

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付金利 利息	保証及び担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
農業近代化 資金	一定の要件を満た す農業参入法人等	設備資金等	2億円(法人の場合)	7～15年以内 (内据置期間2～7年) ※資金用途等により異な る	年2.50%	取扱金融機関による ※認定農業者(法人)は、 7,200万円まで無担保、無保 証人による保証制度あり。 ただし、限度額内でも法人 代表者は保証人として求め られることがあり、3,600万 円を超える場合は、原則と して融資対象物件を担保と して求められる。	随時	取扱金融機関
令和8年度 エネルギー 価格・物価 高騰等対策 資金	エネルギー価格・ 物価高騰等により 経営に影響を受け ている農業者	農業経営の維 持に必要な運 転資金	(1)簿記記帳の場合： 年間経営費の12/12 又は粗収益の12/12 のいずれか低い額 (2)(1)以外の場合： 1,200万円	15年以内(うち、据置3 年以内)	年0.70%(当初5 年間はJAしまねの 支援により 0.35%)	島根県農業信用基金協会に よる保証 信用保証料率：年0.20% ただし、株式会社日本政策 金融公庫の農業分野の資金 の借入がある場合は信用保 証料を無償化	令和8年4 月1日から 令和9年3 月31日 (融資実行 分)まで	島根県農業協同組 合(JAしまね)の 本店・各支店

・島根県 農林水産部 農林水産総務課（林業関係）

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限		貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
林業・木材産業改善資金	林業従事者、木材産業を営む者、これらの組織する団体等	設備資金	林業分野 ・個人:1,500万円 ・会社:3,000万円 ・会社以外の団体:5,000万円 木材産業分野 1億円	10年以内 (据置3年以内)		無利子	保証人1~3人 担保 必要 (貸付金100万/件以上) 信用保証不要	随時	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
木材産業等高度化推進資金	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者、木材製造業を営む者、市場開設者等で合理化計画等の認定者	運転資金	合理化計画認定による貸付 1億円(特認2・4・5億円) 林業経営改善計画認定による貸付 5千万円(特認1億5千万円)、 1億円(特認2億円) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法事業計画による貸付 3億円(特認4億円) ※借入資金の種類により、合理化計画、林業経営改善計画又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法事業計画の認定を受ける。	短期貸付	1年以内	1.95~2.25%	県指定金融機関の定めるところによる	随時 ※貸付を受けようとする年度の前年度以前に、知事による合理化計画又は林業経営改善計画の認定が必要です。 そして前年度の1月までに県へ需要見込額の報告をし、その後、県指定金融機関へ借入手続きを行います。	県指定金融機関 (農林中央金庫、商工組合中央金庫、山陰合同銀行、島根中央信用金庫) ※事前に下記相談先へお問い合わせください。 島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
島根県木材協同組合育成資金	島根県木材協同組合連合会及びその構成組合	運転資金	限度額なし	1年以内	2.25%以内	農林漁業信用基金又は島根県信用保証協会の債務保証が必要	前年度2月末	島根県 隠岐支庁農林水産局 東部農林水産振興センター 西部農林水産振興センター の林業関係金融担当課
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする	研修資金	4・5・12・15万円/月	就業予定者の場合:20年以内(据置4年以内) 認定事業者の場合:13年以内(据置4年以内) ※規定に基づき償還免除制度有り	無利子	島根県林業公社の定めるところによる	随時	公益社団法人島根県林業公社(林業労働力確保支援センター)
	林業後継者又は就業予定者、知事の認定を受けている事業主	準備資金	120・150万円/人					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)		
■	1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業従事等	自動操だ装置の設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002		
			遠隔操縦装置の設置費用								
			サイドスラスターの設置費用								
			レーダーの設置費用								
			自動航跡記録装置の設置費用								
			GPS受信機の設置費用								
	2 漁ろう・出荷作業省力化機器等設置資金		自動釣機の設置費用							7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息
			ラインホラー等の揚縄機の設置費用								
			ネットホラー等の揚網機の設置費用								
			巻取りウインチの設置費用								
			放電式集魚灯の設置費用								
			漁業用クレーンの設置費用								
			漁獲物等処理装置の設置費用								
			海水冷却装置の設置費用								
			海水殺菌装置の設置費用								
			漁業用リターの設置費用								
			魚群探知機の設置費用								
			潮流計の設置費用								

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	3 補機関等駆動機器等設置資金		ドローンの購入費用		7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			補機関(動力取出し装置付き推進機関を含む。)の設置費用						
			油圧装置の設置費用						
	4 燃料油消費節減機器等設置資金		漁船用環境高度対応機関の設置費用		7年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			定速装置の設置費用						
			LED集魚灯設備の設置資金						
	5 新養殖技術導入資金		養殖施設の設置費用		4年以内 (据置期間 2年以内)	無利息			
			種苗の購入費用又は生産費用						
			飼餌料の購入費用						
	6 資源管理型漁業推進資金		ア 資源管理措置を行うのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等		10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
			イ アの資源管理措置に併せて、低利用、未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等						
			ウ アの資源管理措置に併せて、漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上						

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	7 環境対応型養殖業推進資金		活魚装置、畜養施設等又は加工のための施設		10年以内 (据置期間 3年以内)	無利息			
			ア 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うために必要な造粒機、自動給餌機、飼餌料倉庫等の購入費用又は設置費用						
			イ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うために必要な高耐波性いけす、金網いけす・自動網いけす洗浄機・附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用						
			ウ ア又はイに関連して必要な飼餌料成分分析器、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、餌料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質モニター、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用						
	8 乗組員安全機器等設置資金		転落防止用手すりの設置費用	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			安全カバー装置の設置費用						
揚網機安全装置の設置費用									

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	9 救命消防設備購入資金		救命胴衣の購入費用		2年以内	無利息			
			消火器の購入費用						
			イ-パ-ブの購入費用		5年以内				
			レーダ-トランスポンダの購入費用						
			小型漁船緊急連絡装置の購入費用						
	10 漁船転覆防止機器等設置資金		漁獲物の横移動防止装置の設置費用		5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息			
			甲板下の魚そうの設置費用						
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金		レーダ-反射器の購入又は設置費用		5年以内	無利息			
			無線電話の設置費用						
	12 漁具損壊防止機器等購入資金		漁具の標識(標識灯、レーダ-反射器付きブイ)の購入費用		5年以内	無利息			
13 特認資金		5年以内 (据置期間 1年以内)	無利息						
■ 漁	漁船	取得等に要する経費とし、一漁業者につき合計で5,000万円	10年以内	無利息					
	漁具								

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
2号資金 (漁船漁具・保管修理 施設等)			○漁船漁具保管修理施設 ○漁業 用資材保管施設○漁船用油水分 給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○水 産種苗生産施設 ○養殖用作業舎 ○水産物処理施設○水産物保蔵 施設 ○水産物加工施設 ○製氷 冷凍施設 ○水産物等運搬施設 ○水産物販売施設 ○漁業用通信 施設(建物・構築物に必要な付帯 施設(電気、用排水、上下水道等) 及び必要最小限の敷地取得費を 事業費に含めることができる。6 号及び7号も同様。)	○上記以外の 生産組合、漁 業法人、水産 加工業者、個 人のうち20ト ン未満漁船資 金 借受者、水 産養殖業者 (個人)等…9 千万円 ○上記以外の 個人…1千8 百万円	15年以内 (漁協等20 年以内) (据置期間 3年以内)	2.5%			
3号資金 (漁場改良造成用機具 等)			○漁場改良造成用機具 ○漁船用 油水分供給用機具○水産種苗生産 用機具 ○養殖用えさ調製供給用 機具○養殖用肥料薬剤施用機具 ○養殖水産物収穫用機具○水産 物等運搬用機具 ○生産・経営管 理情報処理用機具	○知事が承認 した場合はそ の承認額※融 資率…事業費 の80%知事が 承認した場合 は、その融資 率	7年以内 (漁協等10 年以内) (据置期間 2年以内)	2.5%			
4号資金(漁具等)			○漁具 ○養殖いかだ ○はえな わ式養殖施設 ○仕切網養殖施設 ○ひび建養殖施設 ○浮流し式の り養殖施設 ○小割り式養殖施設		5年以内 (大型定置 網10年以 内)(据置期 間2年以 内)	2.5%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度		償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
5号資金 (水産動植物の種苗の 購入又は育成)			<p>① 養殖用種苗の購入・育成資金 ○1年以上の期間育成するあかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かさご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがに</p> <p>② 放流用種苗の購入・育成資金 ○生育期間が1年以上のあかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがに</p>			5年以内 (据置期間 2年以内、 農林水産大 臣が指定す るものにあ っては3年 以内)	2.5%			
6号資金 (漁村環境整備施設)			<p>○漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む) ○漁船船員臨時宿泊施設 ○漁業者研修施設 ○集会施設 ○託児施設 ○診療施設 ○水道施設 ○ガス供給施設 ○下水道施設 ○地域休養施設 ○漁村広</p>			20年以内 (据置期間 3年以内)	2.5%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度		償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			場施設 ○漁村多目的施設 ○生活安全保護施設 ○連絡道 ○廃棄物処理施設							
7号資金 (農林水産大臣特認)			1~6号以外で農林水産大臣が指定する資金 ○漁場改良造成施設 ○漁協等が共同利用に供する船舶 ○水産物処理加工公害防止施設 ○海浜等環境活用施設 ○漁村給排水施設 ○漁家住宅資金○初度的経営資金 ○密漁監視施設 ○水産業労働力確保施設			・12年以内、漁協等15年以内(据置期間2年、漁協等3年以内) ・15年以内(漁村給排水施設、漁家住宅等、据置期間3年以内) ・5年以内(初度的経営資金、据置期間2年以内)	2.5%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
■	ア 漁家経営 整理対象債務を有し、本資金の融資を受けることにより経営の再建が可能であると認められる者	イ 企業経営 以下のいずれかに該当する者 (ア)直近の事業年度を含め原則として3ヶ年(特認 2ヶ年)の漁業収支に通算して損失が生じている者。 (イ)直近の事業年度の末日現在において以下の条件を満たす者 自己資本不足比率={固定資産額-(固定負債額+自己資本額)}/固定資産額 ≧ 0.1	固定化債務の整理	(1)漁船漁業を主として営む者:使用する漁船の合計総トン数により40百万円~400百万円(2)養殖業を主として営む者:40百万円(3)定置漁業を主として営む者:大型定置80百万円、小型定置40百万円	10年以内 (特認15年以内)(据置期間3年以内)※償還方法:元金均等半年賦	2.5%			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
■	組合及び漁業者	まき網漁業又は沖合底びき網漁業を営む漁業者	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.9%			お問い合わせ先 島根県農林水産部 沿岸漁業振興課 0852-22-6552 漁業協同組合 JF しまね信用部 0852-21-0002
			資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	1億円	1年以内 ※償還方法…融資機関の定めるところによる	1.45%			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
■	漁業を営み又は営もうとする者で、新たに漁船の建造(購入)を行うもののうち、次に掲げる要件を満たすもの(特認あり)	ア 20歳以上50歳未満の個人 イ 団体で、構成員の1/3以上が20歳以上50歳未満の個人であるもの ウ 漁業生産組合で、常勤役員及び当該漁業生産組合の営む事業に常時従事する者の1/3以上が50歳未満であるもの エ 法人で、常勤役員及びその常時使用する従事者の1/3以上が50歳未満であるもの	資材、漁具の購入等漁業生産活動に必要な資金	2千万円	5年以内 (措置期間 1年以内) ※償還方法…元金均等半年賦	1.45%			
	常時2名以上が乗船して操業するために9トン以上の船舶を建造する漁業者であって、以下の条件を満たす者 漁船の建造に要する経費の額 +{(使用する漁船の合計総トン数(運搬船は19トンが上限))-(漁船建造の対象となる漁船のトン数)}×8百万円 > 直近3年間(3事業年度)における水揚金額の平均×2								

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
養 鰯	漁業者		その都度知事が定める						

<漁業振興資金に関するQ&A>

(Q1) 漁業活性化資金、基幹漁業経営安定化資金及び新規漁業着業支援運転資金の資金用途は具体的には何ですか？

(A1) 運転資金ですので、資金目的が耐用年数1年以上の有形固定資産の購入、改良、改築等のため以外のもので、操業に必要な経費の支払いのためであれば何にでも使えます。
ただし、一般の生活資金としての利用は認められません。

(Q2) 漁業近代化資金は融資率が80%となっていますが、長期漁船建造資金の融資率はいくらでしょうか？

(A2) 融資率は100%です。ただし、基金協会の保証を受ける場合は、事業費の80%しか保証を受けられませんので注意してください。

(Q3) 長期漁船建造資金は、漁業近代化資金とどのように使い分ければよいのですか？

(A3) まずは原則として漁業近代化資金を利用することを検討してください。しかしながら、漁業経営や地域経済の振興上、特に必要があると認められ、融資を受けようとする漁業者も事業継続に対する意欲があると認められる場合にのみ本資金を活用してください。

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
しまねの建設担い手確保育成補助金(建設人材確保対策事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルタント業者	高齢者・障がい者・外国人雇用の際に建設業者等が行う調査・研修会・相談会の実施等	20万円以内(対象経費の1/2以内)					お問い合わせ先 土木総務課建設産業対策室 詳細は以下 URL https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/taisaku/miryoku/ni-naite-hojokin.html
しまねの建設担い手確保育成補助金(ICT活用工事加速化事業)	県内に主たる営業所のある建設業者、測量業者及び建設コンサルタント業者	建設現場における生産性の向上に資する機器等の導入	ICT 機器等 100万円以内 ICT 建設機械 500万円以内 ICT 建設機械レンタル 50万円以内 (対象経費の1/3以内)					

・安来市

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
安来市中小企業融 資制度保証料補給 金	市指定の制度融資を受けた市 内中小企業者等 ・小規模企業特別資金 ・小規模企業育成資金 ・一般資金 ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金 ・経済変動等資金		信用保証料の一部を助成 ・小規模企業特別資金(信用保証料の 3/7 を助成) ・小規模企業育成資金(信用保証料の 3/7 を助成) ・一般資金(信用保証料の 1/2 を助成) ・災害対策特別資金 (信用保証料の 3/10 を助成) ・災害復旧資金 (信用保証料の 1/4 を助成) ・経済変動等資金 (信用保証料の 10/10 を助成) ※保証料分割払いの場合は、初回支払い額について 上記割合を助成 上限 20 万円				保証料を支 払った日以 降 6 月以内	安来市 (安来庁舎) 定住産業課
	・創業者支援資金 ・経営改善サポート資金		・創業者支援資金(信用保証料の 3/7 を助成) ・経営改善サポート資金(信用保証料の 3/7 を助成) 上限 20 万円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
中小企業制度融資 信用保証料 補給金	島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④経営改善 [※] ト資金 ⑤一般資金 の信用保証料を令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った市内中小企業者(個人、法人、組合等)で市税を滞納していないもの	①～⑤については、設備資金および 運転資金、借換資金	信用保証料の一括払いまたは分割払いの初回分を補給対象とする。 ①創業者支援資金 [補給率] 1/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④経営改善 [※] ト資金 ⑤一般資金 [補給率] 資金の用途が設備の場合は1/3、設備および運転の場合は1/3、運転の場合は1/6、借換の場合は1/6 ①～⑤の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分 ただし、①～⑥については、資金用途が設備の場合、又は設備及び運転の場合は30万円を上限とする。 運転資金のみの場合、または借換資金の場合は10万円を上限とする。				令和 9年3 月31 日まで	松江市 本庁 商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
松江市チャレンジショップ事業費補助金	松江市に主たる事業所又は住所を有する者。ただし、市税を滞納していない者に限る。	中心市街地又は一部商工会管内の空店舗等に出店する事業者に対し、家賃、広告宣伝費、改修費の一部を助成する事業	家賃:1/2(一か月あたりの上限6万円、12か月) 広告宣伝費:1/2(上限20万円) 改修費:1/2(上限150万円) ただし、補助総額上限150万円				随時	松江市 本庁 商工企画課
松江市地域商業機能維持・向上支援事業補助金	松江商工会議所、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会	・買い物不便対策事業 買物困難地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する集落地店舗を整備し生活物資を販売する事業 ・移動販売・宅配支援事業 買物困難地域を含む地域において、松江市内に事業所を有する中小企業者等、又は有する予定の中小企業者等が実施する生活物資の移動販売又は宅配を実施する事業	対象経費の1/2(上限100万円) (ただし、中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の2/3以内とする。)				随時	松江市 本庁 商工企画課
松江市小規模企業持続化補助金	市内に事業所を有する小規模企業者	未定	対象経費の2/3(上限20万円)				未定	松江市 本庁 商工企画課
まつえ農水商工連携事業推進協議会助成金	まつえ農水商工連携事業の目的に沿った連携事業を行う事業者で協議会が認めたもの。	[新商品開発・改良支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った新商品開発又は既存商品改良であり、協議会が承認したもの。	(1)新商品開発事業 対象経費の全額とし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。 (2)商品改良事業				随時	松江市 本庁 商工企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		(1)原材料購入費 (2)試作にかかる委託費 (3)パッケージ等のデザイン経費 (4)成分分析等の検査に係る経費 (5)専門家招聘に係る謝金 (6)試験販売に係る経費 (7)その他協議会が必要と認めるもの	対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て)ただし、同一事業者に対する同一年度内の助成は10万円を上限とする。					
		[販路拡大支援事業] まつえ農水商工連携事業の目的に沿った商品の販路拡大のために展示会への出展に係る経費の支援で、協議会が承認したもの。 (1)小間料・出展料 (2)輸送経費 (3)自社の展示ブースの装飾作成に係る経費 (4)PR 媒体作成に係る経費 (5)その他協議会が必要と認めるもの	補助率10分の10以内とし、1年度1事業者あたり上限額10万円					
人材育成支援事業補助金	中小企業者のうち、市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する製造業又は情報通信業を主たる事業としているもので、市税を滞納していないもの	(1)研修等受講支援事業 人材育成計画に基づき、自らが計画して主催する研修会若しくは教育訓練の実施又は他のものが主催する研修会若しくは教育訓練への派遣等を行う取組	補助対象経費の3分の2の額(1,000円未満切り捨て) ただし、30万円を上限とする。				令和9年3月31日まで	松江市 ものづくり産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		(2) 技能検定取得支援事業 製品の製造工程又は開発工程上において、自社の主たる事業と関連性を有する国家資格の取得を行う取組						
人材確保支援事業補助金	中小企業者のうち、市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する製造業又は情報通信業を主たる事業としているもので、市税を滞納していないもの	慢性的な人手不足解消に向けた人材確保に関する取組	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とする。				令和9年3月31日まで	松江市 ものづくり産業支援センター
設備導入支援事業補助金	中小企業者のうち、市内に本社又は製造拠点を有する製造業を主たる事業としているもの(ただし、法人にあっては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること)で、市税を滞納していないもの	(1) 生産性向上支援事業 受注の拡大や生産の効率化を図るために工作機械等を導入する取組 (2) 新分野進出支援事業 新たな事業分野進出に向けた新製品製造に必要な工作機械等を導入する取組	1台当たり税抜80万円以上の工作機械等の導入に要する経費で、補助対象経費に下記の補助率を乗じた額(1,000円未満切り捨て)ただし、リース及びレンタルによる導入は補助対象外とする。 (1)生産性向上支援事業 補助率5分の1(導入する設備が、既存設備との入れ替えであって、炭素排出量の削減が見込まれるもの場合4分の1)、上限200万円 (2)新分野進出支援事業 補助率3分の1、上限300万円				令和9年3月31日まで	松江市 ものづくり産業支援センター
販路開拓支援事業補助金	展示会等出展事業にあっては、市内に本社、製造拠点又は開発拠点を有する中小企業者で、市税を滞納していない	(1) 展示会等出展事業 自社製品を紹介するために県外で開催される展示会等へ自ら出展し、販路拡大を図る取組	補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切り捨て) ただし、80万円を上限とする。				令和9年3月31日まで	松江市 ものづくり産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	ものとし、海外進出支援事業 および営業代行活用支援事業 にあつては中小企業者のう ち、市内に本社、製造拠点又 は開発拠点を有する製造業を 主たる事業としているもの で、市税を滞納していないもの	(2)海外進出支援事業 自ら海外に赴いて商談を行い、販路 拡大を図る取組 (3)営業代行活用支援事業 営業代行等の活用により、販路拡大 を図る取組	営業代行活用支援事業においては、同一年度内 における補助対象者に対する補助は、1回を限度 とする。					
新製品・新 技術開発支 援事業補助 金	(1) 中小企業者のうち、市内 に本社又は製造拠点を有する 製造業を主たる事業としてい るもので、市税を滞納してい ないもの (2) 構成員の2分の1以上が 市内に本社又は製造拠点を有 する中小企業者等で構成する 企業グループで、構成する中小 企業者が市税を滞納していな いもの	(1) トライアル事業 自社の競争力強化につながる新製 品・新技術開発に係る企画、設計 及び試作開発とし、以下の条件の いずれか満たす取組 ア 自社における新製品の開発又は 既存製品の高付加価値化に資する もの イ 自社における新技術の獲得又は 保有技術の高度化に資するもの ウ 開発目的が明確で、自社が抱え る課題の解決につながるもの (2) 開発スタートアップ事業 自社(企業グループ)の競争力強化 につながる、対象市場において革 新性又は新規性の高い新製品・新 技術開発に係る企画、設計及び試 作開発する取組	(1) トライアル事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨 て)ただし、20万円を上限とする。 (2) 開発スタートアップ事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨 て)ただし、100万円を上限とし、補助金の額が 30万円以上となる場合に限る。 (3) 実用化製品化事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨 て)ただし、200万円を上限とする。				令和 9年3 月31 日ま で	松江市 ものづくり産業支 援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		(3) 実用化製品化事業 自社(企業グループ)の競争力強化につながる、対象市場において革新性又は新規性の高い新製品・新技術の試作開発後における製品・技術そのものの付加価値を高めるための実用化製品化に向けた取組						
環境負荷軽減活動支援事業補助金	中小企業者のうち、市内に本社又は製造拠点を有する製造業を主たる事業としているもので、市税を滞納していないもの	(1)脱炭素経営推進事業 自社の温室効果ガスの排出量算定や省エネ化に向けた各種診断、分析等の取組及び脱炭素経営推進に向けた計画策定等の取組 (2)エネルギー効率改善事業 製造現場における省エネルギー化に資する現場改善活動、ユーティリティ設備の更新又は高効率空調、LED 照明への更新の取組	補助対象経費の 2 分の 1 の額(1,000 円未満切り捨て) ただし、50 万円を上限とする。				令和 9 年 3 月 31 日まで	松江市 ものづくり産業支援センター
小規模企業者支援事業補助金	小規模企業者のうち、市内に本社又は製造拠点を有する製造業を主たる事業としているもので、市税を滞納していないもの	新規受注、生産性の向上及び維持等に必要な工作機械等の取得、更新又は補修を行う事業。ただし、市内の製造拠点に常時設置し、使用するものに限る。	補助対象経費の 3 分の 2 の額(1,000 円未満切り捨て) ただし、30 万円を上限とする。				令和 9 年 3 月 31 日まで	松江市 ものづくり産業支援センター
職場環境改善支援事業補助金	中小企業者のうち、市内に本社又は製造拠点を有する製造業を主たる事業としているもので、市税を滞納していない	市内の事業所で行う職場環境改善に係る取組であって、事前の改善計画の社内検討及び専門家等の適切な所見により、当該事業年度内	補助対象経費の 2 分の 1 以内の額(1,000 円未満切り捨て) ただし、20 万円を上限とする。				令和 9 年 3 月 31 日まで	松江市 ものづくり産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	もの	において改善実施後の効果が見込まれるもの。						
デジタル化 支援事業補 助金	中小企業者のうち、市内に本社又は製造拠点を有する製造業を主たる事業としているもので、市税を滞納していないもの	(1) 製造現場デジタル化支援事業 次のいずれかに該当する事業 ア 製品製造に必要な業務や製造工程を管理する業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等又は IoT デバイスを導入する取組 イ 業務効率化又は付加価値を創造することを目的として、製造工程に関連する導入済みのソフトウェアを改修する取組 (2)省力化実践支援事業 業務効率化を目的として製造工程に関連しない業務をデジタル化するために必要なソフトウェア等を導入する取組	(1)製造現場デジタル化支援事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、80万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。 (2)省力化実践支援事業 補助対象経費の2分の1の額(1,000円未満切捨)とする。ただし、20万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は、1回を限度とする。				令和 9年3 月31 日まで	松江市 ものづくり産業支 援センター
ものづくり 関心向上啓 発活動支援 事業補助金	(1) 個社の場合 製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、市税を滞納していないもの。 (2) 企業グループの場合 構成員の2分の1以上が製造業を主たる事業として営む中小企業者であり、かつ、構成員	中小企業者、企業グループ又は協同組合等が主体となって市内で実施する、オープンファクトリーやものづくり体験イベント等のものづくりへの関心向上に資する取組。	補助対象経費の3分の2の額(1,000円未満切捨)ただし、20万円を上限とする。				令和 9年3 月31 日まで	松江市 ものづくり 産業支援センター

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>の中小企業者であって、市税を滞納していないもの</p> <p>(3) 協同組合等の場合 当該組合員(中小企業者)の2分の1以上が製造業を主たる事業として営む協同組合等であり、かつ、当該協同組合等であって、市税を滞納していないもの</p>							
松江市企業立地奨励条 例に基づく 助成(奨励) 金	<p>【用地取得助成金】</p> <p>1. 立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>2. 工業団地等(朝日ヒルズ工業団地、揖屋干拓工業団地、ソフトビジネスパーク島根、その他市長が特に認める土地)に立地</p> <p>3. ①製造業 投下固定資産総額が1億円以上で新規雇用従業員(常時使用する従業員として、操業日前1年から操業日後3年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者)が10人以上増加</p> <p>②ソフト産業等 投下固定資産総額が5,000万円以上で新規雇用従業員(同上)が5人以上増加</p> <p>4. 用地取得後3年以内に操業開始すること</p>		<p>【用地取得助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費の30%以内(ソフトビジネスパーク島根は15%以内) ・限度額3億円 					松江市 定住企業立地推 進課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>【立地奨励金】 立地計画の認定を受けた企業であること</p> <p>【雇用促進奨励金】 1. 立地計画の認定を受けた企業であること 2. 操業日後 4 年を経過した日における新規雇用従業員（常時使用する従業員として、操業日前 1 年から操業日後 3 年までの間に採用され又は市外の事務所から配置換えにより配置された者で、松江市に住所を有する者）の数が 5 人以上であること</p>		<p>【立地奨励金】 ・操業開始後、立地に係る投下固定資産に対して、最初に賦課された年度から 3 年間の固定資産税相当額</p> <p>【雇用促進奨励金】 ・新規雇用従業員数 × 30 万円</p>					
松江市情報サービス産業等立地促進補助金	<p>① 市外から新規に立地した企業 ただし、島根県ソフト産業家賃等補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 3 号に示す「新規立地」として交付決定を受けている場合は、この限りではない</p> <p>② 市内在住による常時従業員を 3 人以上、継続して雇用する企業（人材育成機関は人数要件なし）</p> <p>③ 市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸借契約</p>	企業（情報サービス産業等）の市内賃貸借オフィスの賃料	月額賃料（共益費、敷金・礼金などこれらに類する経費は除く）の 1/2 の額（限度額 20 万円/月）を最大 8 年間分				令和 9 年 3 月 31 日まで	松江市 定住企業 立地推進課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>を締結していること ただし、当該契約は補助事業者による直接契約であることを要せず、親会社、子会社及びその他のグループ企業が締結した契約であっても妨げない</p> <p>④ 操業を開始しているとともに賃貸借契約の履行開始日から1年以内であること</p>							
松江市企業立地支援補助金	市内（鹿島町及び東出雲町を除く。）に事業所を新設又は増設した企業で、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金の交付決定を令和9年3月31日までに受けた企業	市内に事業所を新設又は増設する企業の電気料金	補助対象事業費の4/10の額(千円未満切捨)から原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金(電力給付金)を控除した額				令和9年3月31日まで	松江市 定住企業 立地推進課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
出雲市中小企業 信用保証料補助金	下記の制度融資を受けた市内中小企業者 ①島根県制度融資小規模企業育成資金 ②島根県制度融資小規模企業特別資金 ③島根県制度融資一般設備・運転資金 ④島根県制度融資一般借換資金 ⑤島根県制度融資創業者支援資金 ⑥島根県制度融資経営改善長期借換資金 ⑦島根県制度融資経営力強化支援資金 ⑧島根県制度融資によるセーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠） ⑨収益力改善伴走支援型特別資金(R5. 3. 1～) ⑩協調支援型経営課題対応特別資金	信用保証料	保証料の当初 2 年分のうち次のとおり補助 ①②0.84%以下の場合は、補助率 2 分の 1 0.84%を超える場合は、0.42%を減じた率を用いて算出した額 ③0.92%以下の場合は補助率 2 分の 1 0.92%を超える場合は、0.46%を減じた率を用いて算出した額 ④補助率 2 分の 1（上限 10 万円） ⑤全額補助 ⑥全額補助（上限 50 万円） ⑦全額補助（上限 50 万円） ⑧全額補助（上限 50 万円） ⑨全額補助（上限 50 万円） ⑩全額補助（上限 50 万円）				随時	出雲市役所商工振興課
出雲市中小企業 物価高騰対策省エネ支援事業補助金	（上乘分） 島根県が実施する次の補助金の確定を受けた事業者 ①島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業助成金 ②島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金 （独自分） 次の各号に該当するもの ①島根県が実施する上記補助金の対象者	省エネルギー設備等の導入	（上乘分） 【県補助金の補助率 1/2】 県確定額の 1/2 以内 【県補助金の補助率 2/3】 県確定額の 1/4 以内 （独自分） 補助対象事業費の 1/2 以内ただし補助下限を 50 千円とする。				（上乘分） 令和 9 年 2 月 26 日 （必着） （独自分） 令和 8 年 10 月 30 日 （必着）	出雲市商工振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金） 使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
	<p>のうち、上記補助金の補助下限に満たない事業をする事業者</p> <p>②上記の島根県補助金に申請していない事業者</p>							
出雲市中小企業者等デジタル化促進支援事業補助金	<p>出雲市内に事業所を有する中小企業者（法人・個人事業者）等であって、次の（１）～（５）のすべてに該当していること</p> <p>（１）既存業務のデジタル化・省力化にかかる経費の一部を補助することにより、業務の効率化、生産性の向上や事業継続を図ることを目的としていること。</p> <p>（２）市税の滞納がないこと。</p> <p>（３）今後も事業継続の意思があること。</p> <p>（４）電子化支援事業については令和７年度デジタル化・省力化等促進支援事業補助金（デジタル化促進支援事業）または令和７年度デジタル化支援補助金（電子化支援事業）の交付を受けていないこと。</p> <p>（５）省力化支援事業については令和７年度デジタル化・省力化等促進支援事業補助金（省力化・省人化促進支援事業）または令和７年度デジタル化支援補助金（省力化支援事業）の交付を受けていないこと。</p>	<p>（１）電子化支援事業 ソフトウェア購入費、使用料、ハードウェア購入費、賃借料（リース料を含む。）、システム作成委託費、改修費、初期設定費、報償費等</p> <p>（２）省力化支援事業 既存業務の省力化に資するデジタル製品の購入費・リース費、システム作成委託費、改修費、初期設定費、報償費等</p>	<p>補助率：補助対象経費の1/2以内</p> <p>補助限度額：電子化支援事業は上限50万円、省力化支援事業は上限100万円（ただし、5万円を下限額とする。）</p>				令和8年 10月30日 （必着）	出雲市役所商工 振興課

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 （窓口官公庁）
■	ア 般	市内において小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業の開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。	家賃、改修費、 広告宣伝費	1,000 千円 【家賃】月額 100 千円かつ 12 月分 【改修費】1,000 千円 【広告宣伝費】300 千円				随時	出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会
	イ 種	市内において、小売業に係る開店計画等を有する会社又は個人であり、食料品・日用品の販売により、地域住民の買い物不便対策に資する事業であること。	事業に必要と認められる改修費、備品購入費、備品リース料	補助対象経費の 2/3 以内 【補助限度額】2,000 千円					
	移動販売・ 宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人	ア 移動販売又は宅配に必要な車両及び設備の取得費、広告宣伝費 イ 移動販売又は宅配の運営に要する経費	ア 補助対象経費の 1/2 以内 （中山間地域で事業を実施する場合は 2/3 以内） イ 1 年目 50 千円/1 台 2 年目 40 千円/1 台 3 年目 30 千円/1 台 【補助限度額】 ア 2,000 千円 イ 定額(上記参照。ただし、3 年を上限とする。)					
	商業環境整備事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商店街組織	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の 1/2 以内【補助限度額】10,000 千円					
外国人接客 向上支援事業	中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持つ	店舗及び商店街等において外国人の誘客を促す	補助対象経費の 1/2 以内 【補助限度額】 （店舗）50 千円						

名称		融資（助成）対象者	資金（助成金） 使途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
		たない任意の団体であって組織・会計等 に関する規約を有する商店街組織	ために必要な経 費	（商店街等）200 千円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
移動販売・宅配支援事業	食料品等の移動販売・宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、商店街組織、商工団体等	A 移動販売・宅配に必要な車両及び設備の取得費 B 移動販売・宅配に必要な燃料費、車両維持費(車検代、修繕費):年間経費が20万円を超えることが要件。 C POS システム等 ^{レジ} 関連機器の購入又はリースに係る経費	【対象経費 A】 ■補助率 2/3 以内 ■補助限度額 1 台あたり 200 万円 【対象経費 B】 ■定額補助 1 年目 10 万円/1 台 2 年目 8 万円/1 台 3 年目 6 万円/1 台(3 年を上限とする。) 【対象経費 C】 補助対象経費の 2/3 以内(1 台あたり 20 万円)					
商業環境整備事業	雲南市内の組合・団体支援機関等	【一般枠】 街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援	【一般枠】 補助率 1/2 以内 補助限度額 1,000 万円					
地域流通拠点整備事業	市内において食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する事業者	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	【一般枠】補助率 1/2 以内補助限度額 200 万円					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
■	企業人材確保 支援事業	◆対象業種 次の1から3のいずれかに該当するもの 1. 建設業 2. 福祉・介護事業 3. 製造業、ソフトウェア、宿泊業 4. 道路旅客運送業、道路貨物運送業	人材不足業種を営む事業主に対して、UIターナーの採用時に支給された入社支度金等を助成	1. 交付金額:支給した入社支度金等の実費額 ①UIターナー1人あたり:上限10万円 ②子育て世帯の場合1世帯あたり:上限10万円加算 ③市内転居者1人あたり:上限10万円 ④市外事業所からの転職者				随時	雲南市 商工振興課
		◆交付申請の条件 1. 市外からのUIターナーを雇入れた事業主 2. 正社員として3箇月勤務させた事業主 3. 入社支度金等を支給した事業主		・市内在住者1人あたり:上限10万円 ・市外在住者1人あたり:上限5万円 2. 人数上限:1事業主において年3人					
	雲南市運転免許取得 支援事業補助金	◆対象業種 ①法人においては市内に事業者を有し、「一般貸切旅客自動車運送事業」、「一般乗用旅	◆補助対象 従業員の採用及び従業員の能力向上に際して、教習所において補助対象従業員の大型免許、中型免許、準中型免許及び第二種免許の取得のために負担した入学金、教習料、検定試験料その他の経	補助対象経費の1/2(1,000円未満は切り捨て) 上限1人当たり:10万円 ※1事業者につき3名以内				随時	雲南市 商工振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	客自動車運送事業」、「一般貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかの許可もしくは届け出を行い市内で事業を行っている事業者 ②市民バス等を運航している事業者 ③個人においては市内に住所を有し、①に掲げる許可もしくは届け出により、市内で事業を行っている事業者	費。(ただし、教習所の定める規定時間を超えた教習等に関する経費、既に雇用されている者で、補助対象となる免許のいずれかを既に有する者が新たに免許を取得するために要する経費は対象外) ※他の補助金を受けた場合は、その金額を差し引いた経費						
雲南市人材確保支援事業補助金	市内事業者	①有料職業紹介事業者、新卒採用代行事業者及び外国人技能実習監理団体等が提供する人材紹介サービス等の利用に関する経費 ②人材確保にかかるパンフレット及びチラシ等の印刷費又は PR 動画作成費、その他人材募集広告費 ③その他市長が特に必要と認める経費	補助対象経費の 1/2(1,000 円未満切り捨て) 上限：10 万円 ※1 年度当たり 1 回限り				随時	雲南市 商工振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
中小企業者等物価高騰対策支援事業	市内に事業所を構える中小企業者及び農事組合法人、NPO 法人等で商工業を営む事業者 (ただし、政治、経済、文化及び宗教団体等に関する一部の事業を除く)	<p>■補助対象事業</p> <p>事業者自ら行う広告宣伝、消費喚起活動、販路開拓、生産性の向上、新事業・新サービス展開、就業・職場環境改善等の事業</p> <p>■対象経費</p> <p>A. 販売促進枠(個別・共同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金(講師、イベント等への芸能団体の出演謝金等) ・交通費(講師招へい、展示会等への出展に係る交通費(2人分まで)) ・景品等経費(経費割合:補助金額の1/2まで、当日配布限りの地元産品に限る) <p>※現金、クーポン・複数店舗で使用できる商品券、プレミアム部分の補填に係る経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用料、委託料、改修費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等 <p>B. 設備投資枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入、改修費、備品購入費等(生産性向上、新事業・新サービス展開、就業・職場環境改善等の事業に限る) 	<p>■補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者との取引によるもの2/3以内 ・市外事業者との取引によるもの1/2以内 <p>■補助金額</p> <p>A. 販売促進枠(個別・共同事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1事業者での取組上限20万円 ② 3事業者以上の任意団体での取組上限70万円 ③ 3事業者以上の既存団体での取組上限70万円 <p>B. 設備投資枠</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 1事業者での対象となる取組上限40万円 				令和8年 9月30日	雲南市 商工振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
中小企業等 活性化総合 支援事業	大田市内に事業所等を有する中小事業者、個人、その他団体等(市税を滞納していない者に限る)	<p>①新商品開発支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費(1名分)、会場使用料、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>②販路開拓支援・販売促進支援事業 出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、出品物運搬料、旅費宿泊費(1名分)、通販サポート立ち上げ委託費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>③産業財産権取得支援事業 出願費用、弁理士費用、書類作成費、通信費、先行技術調査費その他市長が特に必要と認める経費</p> <p>④外国人市内消費拡大支援事業 デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費</p>	<p>①2/3以内、限度額50万円</p> <p>②2/3以内、限度額30万円</p> <p>③1/2以内、限度額5万円</p> <p>④1/2以内、限度額5万円</p>				<p>① 年2回公募予定 第1回 令和8年 5月7日 ～6月30日</p> <p>第2回 令和8年 7月16日 ～8月7日</p> <p>※予算状況により1回の公募とすることがあります。</p> <p>②③④ 随時</p> <p>※予算状況により応募を終</p>	大田市役所 産業振興部 産業企画課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
							了する可能性もあります。	
ふるさと大田起業・創業支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、又は個人	店舗等を活用した起業創業を支援するため。開店に必要な経費を一部補助する。 対象経費:改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、特定創業支援等事業の受講等に必要経費(受講料、旅費)、特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費(備品購入費、備品リース料、広告宣伝費) ※その他補助条件あり。 詳しくはお問い合わせ下さい。	1/2 以内 限度額 100 万円 (大田市駅周辺については限度額 200 万円 ※詳細については募集要項等記載) (家賃は 83,000 円/月が上限。)				募集期間 令和 8 年 5 月下旬 ~6 月下旬 ※予算状況により再募集を行う場合あり。	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市お買い物ポイント事業	大田市内に事業所を有する中小企業者、個人	商業機能低下地域において、商業機能を維持・整備し買い物環境の改善と向上に必要な経費の一部を補助する。 対象経費:改修費、建築費、建物取得費、車両購入費、家賃、広告宣伝費等 ※補助対象事業によって異なります。	※補助対象事業によって異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。				随時 ※予算状況により応募を終了する可能性もあります。	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市事業承継支援事業	大田市内に本店又は本拠を有する中小企業者、個人	事業承継に係る必要な手続き(登記等)について司法書士等に委託した手続き代行手数料を一部補助する。	10/10、限度額10万円				随時	大田市役所 産業振興部 産業企画課
大田市創業等信用保証料補助金	大田市内に本店又は本拠を有する個人	島根県信用保証協会が実施する市町村提携創業保証「創」を利用した市内事業者に対して、保証料を信用保証協会と市で負担し、事業者負担をゼロにする。	保証限度額500万円 (事業者選択型経営者保証非提供制度を適用することで生じる信用保証料の上乗せ部分を除く。)				随時	島根県信用保証協会

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念 新商品開発等支援事業補助金	大田市内に事業所等を有する中小事業者、個人、その他団体等(市税を滞納していない者に限る)	<p>①新商品開発支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入れ費、検査費、研修費、旅費宿泊費、会場使用料、デザイン購入・委託費 等</p> <p>②イベント出展支援事業 原材料等購入費、出展料、展示装飾、宣伝用印刷物のデザイン委託費、宣伝用印刷物のデザイン購入費、印刷費、輸送費、旅費宿泊費 等</p> <p>③PR 活動支援事業 原材料等購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、検査費、研修費、旅費宿泊費、会場使用料、デザイン購入・委託費 等</p>	<p>①2/3 以内、限度額50万円 ②2/3 以内、限度額 20 万円 ③10/10、限度額 30 万円 もしくは、10/10、限度額10万円</p> <p>※③は、補助対象事業の内容によって限度額が異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。</p>				<p>① 年 2 回公募予定 第 1 回 令和 8 年 5 月 15 日 ～6 月 30 日</p> <p>第 2 回 令和 8 年 7 月 16 日 ～8 月 7 日</p> <p>※予算状況により1回の公募とする可能性があります。</p> <p>②③ 随時</p> <p>※予算状況により応募を終了する可能性もあります。</p>	大田市役所 産業振興部 産業企画課

・江津市

令和8年4月1日時点

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
■	創業者支援 資金補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人 	島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料	20万円(対象経費の2分の1以内)				随時	江津市 商工観光課
	新規開業資金等補助金		株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/江7起業家資金若しくは新創業融資制度による資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子(繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。)	20万円(対象経費の2分の1以内)					
	・市内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業者 ・市内に住所を有する個人であって、市内で新たに起業しようとする者		50万円(対象経費の2分の1以内)						

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金	小売店等開業支援 (一般枠)	・新商品開発・付加価値創出に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費 ・キャッシュ環境整備に要する経費 ・インボイス制度対応に要する経費 ・その他市長が必要と認める事業に要する経費	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※家賃は上限あり	200万円 (対象経費の2分の1以内)			随時	江津市 商工観光課
■	小売店等開業支援(特別枠)	市内で、開店計画を有する中小企業者又は個人	改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、特定創業支援事業の受講料、旅費	240万円(対象経費の2分の1以内)			随時	江津市 商工観光課
	移動販売・宅配支援	上記のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は受けた者	車両費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費など	200万円(対象経費の3分の2以内)				
	・市内に主たる事業所を有する者 ・市内に住所を有し、かつ、市内に置いて事業を行う者	市内で、移動販売又は宅配を行う中小企業者又は組合、個人	20万円(対象経費の10分の10)					
	・市内に主たる事業所を有する者 ・市内に住所を有し、かつ、市内に置いて事業を行う者						随時	江津市 商工観光課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
インキュベーション施設利用支援事業 補助金	市内で計画、または事務所を有するもので以下の いずれか ・創業しようとする者 ・新規事業進出者 ・創業後5年以内の者	・インキュベーションルーム利用 料金 ・電話料金 ・電気料金 ・コピー代	6万円				随時	浜田市 商工労働課 事業支援係
創業者支援資金補助金	市内での創業で、以下の創業者向けの融資をうける者 ・特別融資創業者支援 ・日本政策金融公庫 ・島根県信用保証協会	・利子 ・信用保証料	30万円				・融資実行 日から30 日以内	浜田市 商工労働課 事業支援係
商業支援事業補助金 【特記事項】 5年間は事業継続することが前提。5年以内の廃業は、補助金の返還が発生する可能性がある。	以下すべてを満たす者 ・浜田市起業等計画等認定審査会において計画の認定を受けている者 ・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業における開店計画を有する中小企業又は個人	1)小売店等開業支援事業 改修費、備品購入費、家賃、広告宣伝費	1)200万円(1/2) 若者 230万円(1/2) ※若者:39歳以下				各審査会の申請書提出期限による	浜田市 商工労働課 事業支援係

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
新事業チャレンジサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第2条第1項各号に定める業種を市内で営む法人又は個人事業主 ・市税滞納がないこと ・島根県企業立地促進条例に規定する認定の対象でないこと ・暴力団ではないこと ・暴力団員ではないこと ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと 	1. 創業又は既存事業の拡大に係る事業 2. 業種転換を含む新たな事業分野の開拓に係る事業 施設・設備の改修費、備品購入費、広告宣伝費、消耗品費、その他市町が認める経費であって、事業に直接要するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費の4/5以内とするが、国県等から補助金がある場合はそれを控除 ・上限:100万円 				令和8年 6月30日	益田市産業支援センター
益田市商品開発・販路開拓支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓や商品開発等、新たな取り組みにチャレンジする中小企業者等 ・市内に事業所を置く法人又は個人事業者 ・市税滞納がないこと 	【商品開発・改良等支援事業】 1. 地域資源を活用した商品等の開発 2. 市内事業者間の連携による新たなサービス等の提供 3. 商品パッケージ、デザイン等の改良 4. その他本市の産業振興に資すると市長が認める取組 【販路開拓・拡大支援事業】 市内で生産又は加工された産品等の販路開拓のため、市外で開催される展示商談会等に新たに出席する事業。	【商品開発・改良等支援事業】 1の事業者につき50万円 【販路開拓・拡大支援事業】 1の事業者につき10万円				随時	益田市産業支援センター

・飯南町

令和8年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
飯南町中小企業 制度融資信用保 証料補助金	次の条件を満たしている方 ・飯南町に主たる事務所または 住所を有する商工業者 ・飯南町の町税を完納している 者。 ※同一年度内に既に当該補助金 の交付を受けた者は除きます。	設備・運転資金	・島根県中小企業制度融資要綱別表に規定されて いる融資制度 ・セーフティネット保証4号、5号、危機関連保 証の認定を受けた融資制度 ・島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の 内、60ヵ月以内の期間に相当する経費 ※一括支払分または分割支払初回分に限る。補助 対象経費の1/2（補助上限20万円）				融資実行日 から6ヵ月 以内	飯南町 商工観光振興室
飯南町小規模事 業者経営改善資 金等利子補給金	下記のいずれにも該当している こと (1)町内に住所又は所在地を有 し、かつ、町内で事業を営んで いる者 (2)町税を滞納していない者 (3)飯南町商工会(以下「商工 会」という。)の長の推薦を受 け、マル経融資、新型コロナマ ル経融資及び新型コロナウイル ス感染症対応資金等の借入れを 行った者 (4)新型コロナマル経融資及び新 型コロナウイルス感染症対応資 金の利用においては、直近1月	株式会社日本政策金 融公庫の小規模事業 者経営改善資金及び 新型コロナマル経融 資（運転、設備資 金）、新型コロナウ イルス感染症対応資 金の融資を受けた事 業者に対し、その利 子の一部を補給	【マル経融資】 融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10 年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に3 分の2を乗じて得た額 【新型コロナマル経融資】 設備資金：融資総額のうち融資実行日の翌日から 起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払 利子額に10分の10を乗じて得た額 運転資金：7年以内。補助率10/10 新規受付終了 借り換え分のみ対応 【新型コロナウイルス感染症対応資金等】				年度内 随時受付	飯南町 商工観光振興室

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金）限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している者を対象		設備・運転資金：融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とし、その支払利子額に10分の10を乗じて得た額 【上限】上記いずれも10万円 (1年度あたり) 新規受付終了 借り換え分のみ対応					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
■	①小売店等開業支援事業	<p>ア 一般枠 町内（重点商業振興地域）において、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業のうち自動車整備業にかかる開店に係る初期投資の計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>イ 特別枠 特定創業支援等事業を受けた者、又は受けており修了前の者</p>	<p>ア 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費、旅費、受講料</p>	<p>ア 補助対象経費の1/2以内 限度額2,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p> <p>イ 補助対象経費の1/2以内 限度額2,400千円 (ただし家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p>				随時	奥出雲町 商工会 0854-54-0158
	②買い物不便対策事業	<p>町内において、小売業に係る開店計画または事業継承を有する会社または個人</p> <p>対象者A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む）</p> <p>対象者B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ）</p> <p>対象者C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売事業者</p>	<p>対象者A 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>対象者B 改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料</p> <p>対象者C 改修費、備品購入費、備品リース料</p>	<p>補助対象経費の2/3以内 限度額10,000千円 (ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限)</p>					

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
③移動販売・ 宅配支援事業	町内の食料品・日用品の移動販売又は、宅配事業を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会(移動販売支援事業においては、特定非営利活動法人(NPO)も対象とする。)	ア 移動販売又は宅配事業に必要な車両及び設備の取得費(20万円以上のものに限る)、広告宣伝費 イ 移動販売又は宅配事業の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(冬用タイヤ等)。ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。 ウ 軽減税率、在庫管理及び売上分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	ア 補助対象経費の2/3以内(NPOは1/3以内) 限度額1台あたり2,000千円	イ 1年目100千円(NPOは50千円)/1台 2年目80千円(NPOは40千円)/1台 3年目60千円(NPOは30千円)/1台 ウ 補助対象経費の2/3以内 限度額1台あたり200千円					
			④商業環境整備事業						
⑤奥出雲町小規模事業者事業継続支援事業	次の要件を全て満たす者 (1) 引き続き1年以上同一事業を営む町内小規模事業者であること。 (2) 町税及び町に対する債務の滞納がない者	事業に必須となる機械設備等の整備(更新又は修繕を含む。) 及び店舗改装事業	・補助対象経費の2/3以内の額 上限20万円 ・事業費総額が10万円以上						

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない者</p> <p>(4) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者</p> <p>(5) 中小企業庁所管「小規模事業者持続化補助金」の交付を受けていない者</p> <p>(6) この告示による補助金の交付を受けていない者</p>	<p>・備品・設備購入費、店舗改装費、修繕費、その他町長が認める経費</p> <p>※「マイナンバーカードに対応したICカードリーダーライタを装備した設備等」を整備する場合は、事業に関する事前相談の際に、その旨お申し出のうえご相談ください。</p>						
⑥奥出雲町起業・創業等中小企業制度融資信用保証料補助金	<p>島根県信用保証協会の信用保証を受けた中小企業者の信用保証料に対する助成</p> <p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>(2) 前条に規定する資金の融資対象者で、町内に住所又は所在地を有し、かつ、町内で事業を営んでいる者</p>	<p>起業・創業を支援するため、設備資金に係る信用保証料を補給する。</p> <p>補助対象となる信用保証料は一括支払分又は分割支払初回分に限る。</p> <p>【資金・制度】</p> <p>・島根県中小企業制度融資 創業者支援資金</p>	<p>信用保証協会の信用保証を受け、補助対象者が支払った保証料に対し、その2分の1とする。</p> <p>補助対象者が同一会計年度中に受けられる補助金の上限</p> <p>【島根県中小企業制度融資】</p> <p>・創業者支援資金</p> <p>20万円</p>					
⑦奥出雲町小規模事業者経営改善資金利子補給金	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>(1) 町内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者</p> <p>(2) 町税を完納している者町税及び町に対する債務の滞納のないこと。</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内において、その利子の一部について補助金（以下「利子補給金」という。）を交付する。</p>	<p>補助率2/3</p> <p>（補助金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）</p> <p>利子補給金の額は、1申請あたり20万円を超えないものとする。</p>					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	(3) この要綱の施行日以降に、奥出雲町商工会(以下「商工会」という。)の長の推薦を受け、設備資金を目的として借り入れたマル経融資を利用した者 ※設備資金の対象設備は、原則として町内事業者又は町内事業者を介しての購入若しくは施工によるもので、町内に設置されるものとする。	利子補給金の額は、融資総額のうち融資実行日の翌日から起算して10年以内の返済額を対象とする。						
⑧奥出雲町地域商業等重点支援事業	次の要件を全て満たす者 (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、事業協同組合、協業組合、有限責任事業組合又は法人税を納付するその他の団体 (2) 町内に事業所等を有し、当該事業所等で補助対象事業を行う者 (3) 奥出雲町暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と関係のない者 (4) 町税の滞納がない者 (5) この告示による補助金の交付を受けていない者	ア 販路拡大支援事業 受注機会の拡大のため取り込まれる事業にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、出展料、交通費、宿泊費等) イ 新事業展開支援事業 新事業展開にかかる経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託料、通信運搬費、改修費、備品購入費、備品リース料等) ウ 販売業務効率化IT推進支援事業 IT導入による販売業務効率化にかかる経費(機器導入費、システム構築費等)	ア補助対象経費の1/2以内 補助上限額：200千円 補助下限額：25千円 イ補助対象経費の1/2以内 補助上限額：300千円 補助下限額：50千円 ウ補助対象経費の1/2以内 補助上限額：200千円 補助下限額：25千円					
⑨奥出雲町創業等信用保証料補助金 【R9.3.31貸付実行分まで】	島根県信用保証協会が行う市町村提携創業保証「創」制度により、町内の起業・創業環境の充実及び意識の醸成を図る。	【資金・制度】島根県信用保証協会 市町村提携創業保証「創」 (1) 保証限度額 500万円	補助対象経費 保証協会が信用保証料徴収規程に従い算定した「創」に係る信用保証料					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	次のいずれかに該当し、かつ町内に住所を有する中小企業者 (1) 新たに事業を開始する具体的計画を有する者 (2) 事業を開始して5年未満の者	(2) 信用保証料率 年0.91% (会計参与設置会社の場合は年0.81%) (3) 貸付利率 年1.55% (固定)	交付の率又は金額 補助対象経費と町が補助対象信用保証率として定める0.45を用いて算出した額(1円未満切捨て)とし、100万円を上限とする。					

※申請については、商工会経由となります。まずは、奥出雲町商工会へご相談ください。

・美郷町

令和8年4月1日時点

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）使途	貸付（助成金） 限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 （窓口官公庁）
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：持続化支援枠）	商工業機能の維持や異業種参入などの商工業の新たな仕組みづくりを目的とし、次の業種に該当する者。 建設業（異業種参入の場合）、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料	500 千円					美郷町役場 産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：新規起業枠）	美郷町内で新たに次の業種にかかる事業を実施する者とするもの。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	1,000 千円					美郷町役場 産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：空き家・空き店舗活用起業枠）	空き家・空き店舗を活用して次の業種にかかる事業を実施する者。また、町外に住民票を有する者については事業完了予定日までに本町の住民基本台帳に記載されていること。 製造業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、特に町長が認めたもの	改修費、建物取得費、備品購入費、家賃	2,000 千円					美郷町役場 産業振興課

名称	融資（助成）対象者	資金（助成金）用途	貸付（助成金） 限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（商工業持続化支援事業：新事業展開枠）	美郷町内に主たる事業所を置き、町内で新たな事業展開を実施する事業者・組合または個人 ※新事業展開とは、総務省が定める日本標準産業分類の中分類をまたぐ事業展開が対象となる。	改修費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃	3,000 千円					美郷町役場 産業振興課
美郷町地域商工業等支援事業費補助金（特産品加工支援事業）	町内の個人事業主、法人又は加工グループ等で新たな特産品の開発及び生産を行うもの。	修費、建築費、建物取得費、備品購入費、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第53条に規定する営業許可の取得に必要な経費、新商品のラベル、パッケージ作成に係る経費、細菌検査費用	1,000 千円					美郷町役場 産業振興課

・邑南町

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
邑南町商店街共同駐車場舗装 事業補助金	・売場面積の2倍を上限 ・3店舗以上による共同駐車場に限る(協同 店舗含む)	舗装工事、区画線、舗 装付帯工事費の補助	2分の1				随時	邑南町 産業支援課
邑南町創業支援事業補助金	・原則として中小企業制度資金 (町内各金融機関の融資資金は年利3%まで。 その他は県中小企業制度融資規定を準用) ・運転資金は総事業費の20%まで(創業後6 ヶ月以内に借り入れること) ・保証料は対象外	融資資金の借入返済 利息の補助	・返済利息月額60ヶ月分相当額 ・100万円～500万円まで				随時	邑南町 産業支援課
邑南町商工業振興事業補助金	・事業費が500万円以上であること ①新規雇用が2人以上 ②中小企業高度化資金採択の事業主	事業所新築・増築・改 築、備品費補助	①雇用人数により30～500万円 ②貸付対象額の10分の1以内				随時	邑南町 産業支援課
■ 小売店等持続化支援 事業	①一般枠 小売業・飲食サービス業、生活関連サービス業また は娯楽業等にかかる開店計画を有する中小 企業者または個人 ②開業支援特別枠 小売業・飲食サービス業、生活関連サービス業また は娯楽業等にかかる開店計画を有する中小 企業者または個人で特定創業支援事業を受 ける方又は受けた方	改修費、建築費、建物 取得費、備品購入費、 備品リース料、広告宣伝 費等及び家賃	①改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(限度 額200万円) 家賃(補助対象経費の1/2) 月額10万円かつ12か月上限額 ②改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(限度 額240万円) 家賃(補助対象経費の1/2) 月額10万円かつ12か月上限額				随時	邑南町 産業支援課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	買い物不便対策事業	小売業等に係る開店計画または事業承継を有する会社または個人	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費等及び家賃	改装費・建物取得費等(ハード) 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内)(限度額1,000万円) 家賃 補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内) 月額10万円かつ12か月上限額					邑南町 産業支援課
	移動販売支援事業	食料品・日用品の移動販売を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会または個人	①移動販売に必要な車両及び設備費の取得費 ②運営に必要な経費(燃料、車検費用、修繕等) ③レゾ関連機器の購入またはリースにかかる経費	①補助対象経費の2分の1以内(限度額200万円) ②定額 1年目:10万/1台 2年目:8万/1台 3年目:6万/1台 ③補助対象経費の2分の1以内(中山間地域で事業を行う場合、補助対象経費の3分の2以内)(限度額200万円)				随時	邑南町 産業支援課
	商業環境整備事業	土地の所有・使用・造成・補償に要する経費及び中小企業者または個人単独の所有となる場合は補助対象外	施設整備の設置・取得・整備に関する経費	①補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円)				随時	邑南町 産業支援課
	邑南町中小企業・小規模事業者人材確保支援事業支援金	雇用保険適用事業所である邑南町の中小企業者・小規模企業者	人材確保・育成等に関する取組	①基本金15万円 ②年齢別加算(最高100万円)				5/1~ 8/31	邑南町 産業支援課

・川本町

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
地域商業等 支援事業 (R8.4.30 改正)	<p>「島根県地域商業等支援事業金」の条件を満たすこと。</p> <p>■小売店等開業支援事業 (一般枠)</p> <p>町内において開店計画を有する中小企業又は個人 (特別枠)</p> <p>川本町内において開店計画を有する次の事業者又は個人(既に開店していても可)</p> <p>・産業競争力強化法に基づく認定市町村又は特定連携創業支援事業者から同法第2条第25項に基づく認定特定創業支援事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援事業を受けており、修了前である者</p> <p>・特定創業支援事業を受けた者</p>	<p>■一般枠</p> <p>開店に要する経費</p> <p>改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>■特別枠</p> <p>ア 開店に要する経費</p> <p>改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p> <p>イ 特定創業支援等事業の受講等に必要な経費</p> <p>受講料、旅費</p> <p>ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費</p> <p>備品購入費、備品リース料、広告宣伝費</p>	<p>■一般枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,000 千円</p> <p>■特別枠</p> <p>1/2</p> <p>補助限度額 2,400 千円</p>				随時	川本町役場 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>■買い物不便対策事業</p> <p>①次のいずれかに該当する者</p> <p>1 川本町内において開店計画を有する会社又は個人</p> <p>2 川本町内において事業承継計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>3 川本町内において改修・備品購入の計画を有する中小企業者又は個人</p> <p>②町が次の全てに該当することを認めた計画を有する者</p> <p>1 食料品・日用品の販売により地域住民の買い物不便対策に資すること</p> <p>2 近隣の食料品等の小売店舗がある場合は、当該店舗を経営する事業者の理解を得ていること</p>	<p>■買い物不便対策事業</p> <p>改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費</p>	<p>■買い物不便対策事業</p> <p>2/3</p> <p>補助限度額 10,000 千円</p>					
	<p>■移動販売・宅配支援事業</p> <p>食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会又は個人</p>	<p>■移動販売・宅配支援事業</p> <p>1 事業に必要な車両及び備品の購入費、備品リース費(いずれも 20 万円以上のものに限る)、広告宣伝費</p> <p>2 事業運営に要する経費 燃料費、車検費用、修理費、備品購入費(20 万円未満)、備品リース料(20 万円未満) ※年間経費が 20 万円超であること</p> <p>3 軽減税率及び在庫管理、売上げ分析に対応が可能な POS システム等レゾ 関連機器の購入又はリースにかかる経費</p>	<p>■移動販売・宅配支援事業</p> <p>2/3</p> <p>補助限度額 2,000 千円</p>					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	■商業環境整備事業 中小企業者、組合、商工会議所、商工会、 商工会連合会、個人又は法人格を持たない 任意の団体であって組織・会計等に関する 規約を有する商店街組織	■商業環境整備事業 施設整備の設置・取得・整備に要する経 費	■商業環境整備事業 1/2 補助限度額 10,000 千円					
	■地域流通拠点整備事業 県内において飲食料品等の仕入共同化 のための拠点整備計画を有する中小企 業者、組合、商工会議所、商工会、商工会 連合会、個人又は法人格を持たない任意 の団体であって組織・会計等に関する規 約を有する団体	■地域流通拠点整備事業 施設整備の設置、取得、整備に要する経 費	■地域流通拠点整備事業 1/2 補助限度額 3,000 千円					
	■商業環境持続化事業 商工会、商店会又は法人格を持たない任 意の団体であって組織・会計等に関する 規約を有する商工団体	■商業環境持続化事業 組織が所有する設備の改修、更新に要す る経費	■商業環境持続化事業 2/3 補助限度額 1,000 千円					
	■都市機能誘導区域内起業支援事業 川本町立地適正化計画の都市機能誘導 区域内で開店・起業する中小企業又は個 人	■都市機能誘導区域内起業支援事業 立地適正化計画の都市機能誘導区域内 で開店・起業する場合、改修費、備品購 入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 に要する経費	■都市機能誘導区域内起業支援事 業 3/4 補助限度額 2,000 千円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>■都市機能誘導区域内商業環境持続化事業</p> <p>川本町立地適正化計画の都市機能誘導区域内で事業を行う商工会、商店会又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する商工団体</p>	立地適正化計画の都市機能誘導区域内で、組織が所有する設備の改修、更新に要する経費	4/5 補助限度額 1,500 千円					
	<p>■商工業持続化支援事業</p> <p>商工機能の維持や異業種参入などの商工業の新たな仕組みづくりを目的とした中小企業者、組合、又は個人</p>	事業継続に向けた改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	1/2 補助限度額 500 千円					
	<p>■宿泊業開業等支援</p> <p>町内で宿泊業を開業する中小企業又は個人等</p>	宿泊業を開業するための施設改修費、事業に必要な備品購入費、備品リース料、広告宣伝費	<p>【町内全域】</p> <p>1/2 補助限度額 5,000 千円</p> <p>【都市機能誘導区域】</p> <p>2/3 補助限度額 5,000 千円</p>					
小規模事業者経営改善資金利子補給金 (H25.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に事業所を有し、同一事業を引き続き 1 年以上営む者 ・マル経融資残高を有する者及び新たにマル経融資を利用した者 ・新たに特別資金を利用した者 ・町税の滞納がない者 	マル経融資又は特別資金を受けた者に対するの利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・每期 1 月から 12 月までの間の 1% の利子に相当する額 上限:5 万円 ・利子補給開始月から 5 年以内 				毎年 3 月 20 日まで	川本町役場 産業振興課
雇用促進活動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	就活イベント等への参加や雇用促進に寄与すると認められる事業に係る経費	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				令和 8 年 11 月 30 日まで	川本町役場 産業振興課

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
人材育成活動支援 (H30.4.2)	町内に本社又は事業所を有する企業	人材育成を目的とする職場環境の整備 や福利厚生の充実等に資する事業	補助上限 100 千円/件 補助率 1/2				令和 8 年 11 月 30 日 まで	川本町役場 産業振興課
中小企業生産性向上設備投資促進 補助金	町内に進出した島根県の立地認定企業	事業推進のために必要な設備導入、改 修、システム導入、技術導入に係る経 費	補助上限 5,000 千円/件 補助率 1/2				随時	川本町役場 産業振興課

・吉賀町

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
吉賀町小規模事業者経営改善資金 利子補給金	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金の融資を受けた小規模事業者のうち、町内に店舗及び事業所を有する者	株式会社日本政策金融公庫による小規模事業者経営改善資金の運転資金	補給金の限度額は年5万円とする。	補給金の年限は貸付実行の日から3年間とする(元金据え置き期間を含む。)	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に公庫へ支払った μ 経融資に係る約定利息(遅延延滞金は除く。)の2分の1以内(1,000未満の端数は切り捨て)		令和9年 3月31日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を経由して申込)
吉賀町中小企業育成資金利子補給	中小企業信用保険の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者	設備資金	融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲1企業者に対する対象元金限度額1千万円	貸付実行日から3年以内	年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2		令和9年 3月31日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を経由して申込)
吉賀町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び個人事業者	(1)経営改善長期借換資金、創業者支援資金、経営改善 μ ト資金	(1)借り入れ期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額20万)				令和9年 3月31日	吉賀町 産業課 (吉賀町商工会を経由して申込)

・津和野町

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
津和野町中小企業融資利子補給金	町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者	一般・小規模企業特別資金及び小規模企業育成資金、創業者支援、小規模事業者経営改善	島根県中小企業制度融資要綱及び、日本政策金融公庫の小規模事業経営改善資金に規定する融資限度額と同額	貸付実行月から5年以内	借入利率の2分の1とし、年1.0%を超えないもの		年度内1回(3月頃)	津和野町商工会
津和野町緊急信用保証料補給金	町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者(町税を滞納していないこと)	円安等対策資金、災害対策特別資金	借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額30万円)				年2回程度	津和野町商工会
■	新商品開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	新商品開発のための設備費 新規事業展開に係る設備費	機械装置、工具器具等の購入費、リ-ス料等(1/2以内、限度額30万円)			随時	津和野町商工会
	産業財産権取得支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用	出願費、弁理士費、書類作成費等(1/2以内、限度額10万円)				
	販路開拓支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	販路開拓のための展示会・商談会の出展費	出展料、展示装飾、運送料、旅費、試食費等(1/2以内、限度額10万円)				
	デザイン開発支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	商品のパッケージ・ネーミングの改良・開発のためのデザイン費、リーフレットのデザイン費、ホームページ作成費	デザイン委託費、コンサルタント費等(1/2以内、限度額10万円)				

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	中小企業人材育成事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者及び商店会・事業者団体等(町税を滞納していないこと)	事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催する研修費、参加する研修活動に要する経費	講師料、研修参加費、旅費等 (1/2 以内、限度額 10 万円)					
	おもてなし改築支援事業	町内に主たる事業所を有する中小企業者等(町税を滞納していないこと)	店舗の外観や看板等津和野町のイメージアップに資する費用	店舗改装、看板設置にかかる費用 (1/2 以内、限度額 30 万円) 看板設置等は 10 万円					
	創業支援事業	・町内で、年度内に起業の予定をしている者、又は、起業の日から 6 ヶ月経過していない事業所。 ・産業競争力強化法第 114 条第 2 項第 25 項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けた者であること。	・家賃、設備、備品購入費、その他事業所等開設に係る経費。	1/2 以内、限度額 30 万円。 (家賃は月額 5 万円かつ 12 月分を上限)					
■	小売店等持続化支援事業	①一般枠 町内において、開店計画又は事業承継計画を有する中小企業者又は個人。 ②特別枠 町内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、認定特定創業支援等事業を受ける者。	①改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ② ア 開店に要する経費改修費 備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 イ 特定創業支援等事業の受講等に必要経費、受講料、旅費	【改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の 1/2 以内(ただし、家賃は月額 100 千円かつ 12 月分を上限) 限度額: ①2,000 千円 ②2,400 千円			随時	津和野町 商工観光課	

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
		ウ 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費、備品購入費、備品リース料、広告宣伝費						
買い物不便対策事業	町内において、小売業に係る開店計画を有する会社又は個人。 町長が津和野町産業振興審議会の意見を聴いて指定した者等。	改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費	【改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費】 補助対象経費の2/3以内 限度額:10,000千円(ただし、家賃は月額100千円かつ12月分を上限とする。)					
移動販売・宅配支援事業	食料品・日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工連合会又は個人	①移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費、備品リース料、広告宣伝費 ②移動販売又は宅配の運営に要する経費 ③軽減税率及び在庫管理、売り上げ分析に対応可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	①補助対象経費の2/3以内 ②次の金額以内 1年目100千円/1台 2年目80千円/1台 3年目60千円/1台 ③補助対象経費の2/3以内 限度額: ①1台あたり2,000千円 ②定額(左記参照。ただし、3年を上限。) ③1台あたり200千円					
商業環境整備事業	町内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 限度額:10,000千円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	会計等に関する規約を有する商店街組織							
地域流通拠点整備事業	町内において飲食料品等の仕入共同化のための拠点整備計画を有する中小企業者、組合、商工会議所、商工会、商工会連合会、個人又は法人格を持たない任意の団体であって組織・会計等に関する規約を有する団体	施設設備の設置・取得・整備に要する経費	補助対象経費の1/2以内 限度額:3,000千円					
産業振興のための固定資産税減免措置	津和野町に主たる事業所を設置する法人及び町内に住所を有する個人	施設の新設、増設、改修に係る費用(一定の要件あり)	投資金額により補助率に変動あり 2000万円以上 100%減免 1,500万円~2,000万円 75%減免 1,000万円~1500万円 50%減免				随時	津和野町 商工観光課

・西ノ島町 産業振興課

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
西ノ島町 地域商業等 支援事業	西ノ島町内において、小売店等の開業計画を有する中小企業者又は個人	町内で小売店等の開店に要する経費	補助対象経費の1/2以内 上限200万円 家賃は月額10万円かつ12月分を上限					西ノ島町 産業振興課

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
隠 の 島	小売店等開業 支援事業 (一般枠)	開店・開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 50 万円(家賃は月額 40,000 円かつ 12 月分が上限)					隠岐の島町 商工観光課
	小売店等開業 支援事業(空き 家活用特別枠)	他者所有の空き家 を活用した、開店・ 開業予定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円か つ 12 月分が上限)					
	小売店等開業 支援事業(飲食 店特別枠)	西郷港周辺区域で の飲食店の開店予 定者	初期費用(改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費)	補助率 1/2 上限額 計 100 万円(家賃は月額 80,000 円か つ 12 月分が上限)					
	買い物不便対 策事業	現に食料品店を営 む者。(大企業小売 店舗は除く。)	改修費 備品購入費 備品リース料	補助率 2/3、上限 100 万円					
	移動販売・宅配 支援事業	食料品・日用品の 移動販売および宅 配を行う小売業者	①車両および備品購入費 (200,000 円以上) ②広告宣伝費 (車両、備品の購入費を申請する場合のみ) ③燃料費、修理費、備品購入費(200,000 円 未満)	①、②補助率 2/3、上限 400 万円 ③定額、1 年目 10 万円・2 年目 8 万円・3 年目 6 万円					

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
ISO シリーズ等の国際規格等認証取得促進助成金	次の要件をすべて満たしている方 1) 中小企業者 ※みなし大企業を除く 2) 経営革新計画または同等の経営計画に取り組む企業 3) 製造業または情報サービス業を営む者(製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者) 4) 島根県内に事務所または事業所を有する方 5) 助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる方 6) 税金を完納している方	・ 専門家(経営コンサルタント等) 経費 ・ 審査登録に要する経費(審査登録機関へ支払う経費) ※交付決定前に支払った経費については対象外となります。	1/2 以内(助成限度額:100 万円) ※島根県の中小企業者3社以上により構成されるグループで経営革新計画の承認を受けた事業者は、1件あたり200万円を限度とする。 ※HACCP 認証規格については、1件当たり30万円以内				令和8年 4月9日～ 令和9年 2月26日 ・ 随時公募 ・ 予算に達し次第終了	経営支援課 0852-60-5115
営業代行等を活用したもののづくり産業販路拡大支援助成金	県内に主たる事業所を有する機械金属、樹脂、電気および電子部品等の中小製造業者	営業代行等を行う企業または個人を活用し、県外の新規取引先発掘など企業間取引の拡大を図る事業(営業代行会社等のサービス利用料、サンプル、パンフレット等の製作費、旅費など)	一般枠: 助成率 1/2 以内、助成限度額 100 万円 特別枠: 助成率 3/4 以内、助成限度額 150 万円 ※特別枠は三菱マヒンドラ農機(株)またはリョーノーファクトリー(株)と一定の取引がある				・ 随時募集 ・ 予算に達し次第終了	販路支援課 0852-60-5114

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
			企業が対象です。詳細は HP を ご覧ください					
ウェブを活用した販路拡 大支援助成金	県内に主たる事業所を有する 機械金属、樹脂、電気および電 子部品の中小製造業者	ウェブやデジタル技術を活用した自社の製 品や技術力の PR、営業支援ツールの導入な ど販路拡大のための取組(当該事業に必 要な専門家謝金、取引マッチングサイト 有料サービス利用料、広告宣伝費など の経費を助成)	1/2 以内 (助成限度額:100 万円)				・ 随時募集 ・ 予算に達 し次第終了	販路支援課 0852-60-5114
専門展示会出展助成金	(1) 島根県内に主たる事業 所を有する中小企業者 (2) 機械金属、樹脂、電気 および電子部品等の製造を行 っている者 ※ただし、島根県の中小製造 業企業 3 社以上により構成さ れるグループで経営革新計画 の承認を受けた事業者につい ては、この限りではありません。	島根県外かつ日本国内で開催される全 国的な規模のもので、下記を満たす展 示会が対象となります。 (1) 環境、福祉、住環境、機械金属及 びエレクトロニクス等のいずれかの分 野の展示会※ただし、承認企業につい てはこの限りではありません。 (2) 令和 8 年 4 月 10 日から令和 9 年 3 月 31 日までに開催されるもの。 ※ただし、開催日が対象期間内であれ ば、申込日が対象期間以前でも助成対 象となります。	一般枠：助成率 1/2 以内、助 成限度額 30 万円 ※ものづくり企業連携支援事 業承認を受けた企業グループで は 90 万円 特別枠：助成率 3/4 以内、助 成限度額 45 万円 ※特別枠は三菱マヒンドラ農 機(株)またはリョーノーファク トリー(株)と一定の取引がある 企業が対象です。詳細は HP を ご覧ください				・ 随時募集 ・ 予算に達 し次第終了	販路支援課 0852-60-5114
しまね海外ビジネス活 動支援助成金	下記のいずれかに該当する事 業者を対象とします。 (1) 県内に主たる事務所又は 事業所を有する、又は助成事 業で対象とする自社製品等の	以下の 4 種の事業について、必要となる 経費を助成いたします。 ※個別の事業それぞれで申請してい ただく必要があります。	①販路開拓事業:助成率 1/2 以 内 助成限度額 20 万円~100 万円(助成限度額内であれば年 度内 2 回まで申請可)				令和 9 年 2 月下旬 (随時募集・ 各月末頃締)	販路支援課 0852-22-6193

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>生産拠点を県内に有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者。但し、ソフトウェア業及び情報処理サービス業にあつては、資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の会社及び個人とする。）</p> <p>(2)県内に所在する農業協同組合</p> <p>(3)県内に所在する農事組合法人</p>	<p>※複数の事業について、同時に申請することが可能です。</p> <p>①販路開拓事業</p> <p>②協業・共同開発事業</p> <p>③直接投資検討のための調査事業</p> <p>④現地法人設立準備事業</p> <p>⑤ものづくり企業海外展示会ミッション参加事業</p>	<p>②協業・共同開発事業:助成率1/2以内 助成限度額 20万円～100万円</p> <p>③直接投資検討のための調査事業:助成率 1/2以内 助成限度額 20万円～100万円</p> <p>④現地法人設立準備事業:助成率 1/2以内 助成限度額 20万円～300万円</p> <p>⑤ものづくり企業海外展示会ミッション参加事業:助成率 1/2以内 助成限度額 20万円～100万円</p>				・予算に達し次第締め切り	
<p>中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）</p> <p>R8年5月11日（月）公募開始</p>	県内中小企業者等	外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費等	<p>補助率：1/2以内</p> <p>上限額：1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）</p> <p>案件ごとの上限額：特許 150万円</p> <p>実用新案・意匠・商標 60万円</p> <p>抜け駆け対策商標（※） 30万円</p> <p>（※）抜け駆け対策商標：抜け駆け商標への対策を目的とした外国への商標登録出願</p>				<p>第1回公募：令和8年5月11日（月）～5月25日（月）</p> <p>第2回公募以降は11月末まで毎月募集。</p>	<p>新事業支援課</p> <p>0852-60-5112</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
しまねオープンイノベーション推進事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に事業所を有し、製造業を営む、又は営むことを予定している者。 ・中小企業基本法第2条に定義する中小企業者。ただし、県内の大学及び高等専門学校と連携する場合は、この限りでない。 ・助成事業の成果をもって、新分野への進出や新技術・商品開発等の事業化を計画し、当該製品等の生産を県内で予定している者。 	<p>オープンイノベーション（国内の大学等や企業との連携）による新分野への進出や新技術・商品開発など、以下の3種の事業について、必要となる経費を助成いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チャレンジ枠 2. 事業化枠 3. 高度研究開発枠 	<p>助成率：1/2 以内 助成限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. チャレンジ枠：1,000 千円 2. 事業化枠：5,000 千円/年 3. 高度研究開発枠：10,000 千円/年 				5 月頃公募開始予定。 ※公募期間は HP をご確認ください。	新事業支援課 0852-60-5112
ものづくり産業脱炭素化促進事業補助金	<p>県内に主たる事業所を有する中小企業基本法第2条に定める中小企業者のうち、製造業を主たる事業として営む企業（みなし大企業を除く）</p>	<p>以下の4種の事業について、必要となる経費を補助いたします。</p> <p>A 型：成長分野進出事業 B 型：生産プロセス改善事業 C 型：設備配置変更事業 D 型：エネルギーの見える化事業</p>	<p>補助率：1/2 以内 補助限度額</p> <p>A 型：10,000 千円 B 型：10,000 千円 ※ただし、再生可能エネルギーの自家消費設備の上限額は 5,000 千円。 C 型：1,000 千円 D 型：5,000 千円</p>				1 次締切 6 月 22 日（月）まで。 ※公募期間の詳細は HP をご確認ください。	新事業支援課 0852-60-5112
専門人材確保推進事業費補助金	<p>島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ採用成約に至った下記</p>	<p>有料職業紹介事業者へ支払う人材紹介手数料</p>	<p>通常採用：補助率 1/2 以内、上限 1,300 千円/人（年度内 2 名まで）</p>				随時 ～令和 9 年 2 月 28 日	創業・人材支援課（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点）

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	<p>①と②のいずれも満たす企業。</p> <p>①県内に事業所を有する中小企業事業主</p> <p>②資本金の額又は雇用者数が以下のいずれかを満たす事業主</p> <p>小売業：5000万円以下／50人以下</p> <p>サービス業：5000万円以下／100人以下</p> <p>卸売業：1億円以下／100人以下</p> <p>製造業その他：3億円以下／300人以下</p>		DX人材採用、スタートアップ企業活用：補助率2/3以内、上限1,700千円（年度内1名まで）					0852-60-5104
専門人材（副業・兼業）確保推進事業費補助金	<p>島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ採用成約に至った下記</p> <p>①と②のいずれも満たす企業。</p> <p>①県内に事業所を有する中小企業事業主</p> <p>②資本金の額又は雇用者数が以下のいずれかを満たす事業主</p>	<p>（1）交通費の補助</p> <p>県外の専門人材が、県内中小企業等の所在場所等を実際に訪れて業務従事する際の移動に要する経費（交通費・宿泊費）</p> <p>（2）手数料の補助</p> <p>有料人材紹介会社へ支払う紹介手数料</p>	<p>（1）交通費の補助</p> <p>通常活用：補助率1/2以内、上限200千円、5回来訪分まで</p> <p>DX人材採用、スタートアップ企業活用：補助率2/3以内、上限400千円、10回来訪分まで</p> <p>（2）手数料の補助</p> <p>通常活用：上限120千円、上限3か月分（年度内1回まで）</p>				<p>随時</p> <p>～令和9年</p> <p>2月28日</p>	<p>創業・人材支援課（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点）</p> <p>0852-60-5104</p>

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	小売業：5000万円以下／50人以下 サービス業：5000万円以下／100人以下 卸売業：1億円以下／100人以下 製造業その他：3億円以下／300人以下		DX人材採用、スタートアップ 企業活用：上限240千円、上限6か月分（年度内1回まで）					
副業・兼業人材活用促進事業費補助金	島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ採用成約に至った下記①と②のいずれも満たす企業。 ①県内に事業所を有する中小企業事業主 ②これまでに、島根県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材活用を行ったことのない事業者 ③資本金の額又は雇用者数が以下のいずれかを満たす事業主 小売業：5000万円以下／50人以下 サービス業：5000万円以下／100人以下	専門人材に支払う報酬及び交通費・宿泊費、有料人材紹介会社へ支払う紹介手数料	補助率8/10、上限額500千円、上限6か月分				随時 ～令和9年 2月28日	創業・人材支援課（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点） 0852-60-5104

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
	卸売業：1億円以下／100人 以下 製造業その他：3億円以下／ 300人以下							
デジタル導入モデル支 援助成金	県内に主たる事業所を有する 中小企業者（農業、林業、漁 業を営むものを除く）で、事 業成果の公開及び取り組みを 県下に波及させることを目的 とした広報活動に協力できる もの	【対象事業】 デジタル技術を活用して新たなサービ ス開発や生産性の向上を図る取組みを 行う事業であって、当該事業が交付対 象者の経営の変革を後押し、かつデジ タル化のモデル事例として県内の中小 企業者へのデジタル技術導入の促進に 寄与すると判断されるもの 【対象経費】 ■ハード事業（助成率：1/3） システム構築費、機器等整備費、シス テム運用関連費、専門家委託費 ■ソフト事業（助成率：1/2） デジタル導入後活用経費	ハード事業 1/3 以内 ソフト事業 1/2 以内 (助成限度額：下限 400 千 円、上限 4,000 千円)				令和 8 年 4 月 17 日～ 令和 8 年 1 月 29 日 ※公募期間 中に下記 5 回の締切を 設ける。 ・R8.5.29 ・R8.7.31 ・R8.9.25 ・R8.11.27 ・R9.1.29 ・予算に達 し次第終了	IT イノベーショ ンセンター 0852-61-2225
IT 活用事業化支援事業 助成金	ア 県内事業者 イ 県内の IT 事業者とサー ビス事業者で組織されるコン ソーシアム、これら を出資者とする法人、又はこ れらを構成員とする組合等。	IT を活用して新たなサービス・製品の 開発を行い、市場投入を図ることを目 的とした事業	助成限度額 3,000 千円 助成率 1/2 以内				5 月頃公募開 始予定。 ※公募期間 は HP をご確 認くださ い。	IT イノベーショ ンセンター 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
しまねデジタル推進伴 走支援助成金	島根県内に事業所を有する中 小企業者であって、しまねデ ジタル推進専門家派遣事業の 活用実績がある者	しまねデジタル推進専門家派遣事業を 活用したあとに、引き続き民間の専門 家を活用してデジタル技術導入による 競争力強化に取り組み、DX計画策 定、導入、運用（保守は除く）、定着 レベル上げを行う事業	助成限度額 300 千円（下限 30 千円） 助成率 1/2 以内 対象経費 専門家に支払われ る謝金・旅費				随時公募 最終申請 締切日 令和 9 年 2 月 26 日	IT イノベーション センター 0852-61-2225

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
マル経資金 (小規模事業者経営改善資金)	小規模事業者	運転資金 設備資金	2,000万円	設備資金・運転資金 10年以内 (据置2年以内)	2.50% (令和8年4月1日 時点)	不要	随時	各商工会議所・商 工会
中小・小規模事業者等出産 後職場復帰奨励金	中小・小規模事 業者		労働者数に応じて10万円または20万 円/人					各商工会議所・商 工会
子育て・介護と両立しやす い職場づくり奨励金	中小・小規模事 業者		1制度導入10万円 上限20万円					各商工会議所・商 工会
島根県事業承継新事業活動 等支援補助金	中小・小規模事 業者	原材料費、産業財産権取得 費、市場調査費、備品機械設 備等購入費、施設改修費、撤 去費、IT導入費、研修経費、 外注費、広報費、展示会等経 費等	100万円 ※法承認等がある場合は200万円				公募要領 参照	各商工会議所・商 工会等
島根県エネルギーコスト削 減対策緊急支援事業補助金	飲食・商業・ サービス業等 を現に営む中 小企業者	設備等又は機 器等の購入費	下限20万円～上限300万円				8月12日 (水) ※予算状況で 変更あり	各商工会議所・商 工会等
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者	機械装置等費、広 報費、ウェブサイ ト関連費、展示会 等出展費、旅費、 新商品開発費、借 料、委託・外注費	通常枠50万円 (特例を活用した場合は最大250万円) ・創業枠200万円 (特例を活用した場合は最大250万円)				公募要領 参照	各商工会議所・商 工会へ相談後、補 助金事務局(電子 申請)

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)使途	貸付(助成金)限度	償還 期限	貸付 利息	保証 及び 担保	申込期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
令和7年度補 正飲食・商業・サ ービス業新事業 展開支援事業	<p>補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たす中小企業者等</p> <p><一般枠></p> <p>(1)飲食・商業・サービス業・建設業等を現に営む事業者であること</p> <p>(2)原油価格、物価高騰、人件費上昇等の影響を受けていること</p> <p>(3)みなし大企業でないこと</p> <p>(4)島根県税の滞納がないこと</p> <p>(5)応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力との関係を有しないものであること</p> <p><特別枠></p> <p>一般枠の要件に加え、直近決算期において三菱マヒンドラ農機(株)またはリョーノーファクトリー(株)と直接または間接の取引があり、その取引が売上全体の5%以上を占めている事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備導入費 ・設備に関連する備品費 ・施設改修費 	<p>【補助率】</p> <p>一般枠：1/2以内</p> <p>※新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内</p> <p>特別枠：3/4以内</p> <p>※一般枠の要件に加え、指定企業(三菱マヒンドラ農機(株)等)との取引があり、売上全体の5%以上占めていること</p> <p>【補助金額】</p> <p>一般枠：40万円～400万円</p> <p>※下限要件あり</p> <p>特別枠：40万円～600万円</p> <p>※下限要件あり</p>				<p>令和8年4月20日 (月)～9月30日 (水)</p> <p>1次締切 5月29日(金)</p> <p>2次締切 7月31日(金)</p> <p>3次締切 9月30日(水)</p>	<p>所属・最寄りの 支援機関</p>

・商工中金

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
一般融資	株主である中小企業組合 及びその組合員	設備資金・運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置2 年以内) (設)15年以内(据置2 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
当金庫独自の災害復旧 資金	商工中金において特別相 談窓口もしくは相談窓口 が開設された災害により 被災された事業者	設備資金・運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置3 年以内) (設)20年以内(据置3 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
当金庫独自のセーフティ ネット関連資金	商工中金において特別相 談窓口もしくは相談窓口 が開設された災害以外の 特定事象(発注元の破 綻・事業制限、大規模な 経済変動等)により、資 金繰りに支障を来してい る事業者	設備資金・運転資金	特に定めず	(運)10年以内(据置3 年以内) (設)20年以内(据置3 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店
中央会推薦貸付制度	商工中金・中央会が定め る支援対象テーマに取り組 む組合・組合員で、中央会 から推薦された者	設備資金・運転資金	100百万円(貸付金額 は商工中金所定の審 査によります)	(運)10年以内(据置2 年以内) (設)15年以内(据置2 年以内)	商工中金所定の利率			商工中金 松江支店

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
■	スタートアップ支援資金	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	設備・運転資金	直接貸付 20億円	20年以内(うち据置10年以内)	特別利率②(上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・無保証人	取扱期間 令和9年 3月31日 まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率① 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、		
	再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)15年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	経営責任者の方の個人保証が必要となります。		
	新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③(上限3.0%)			
	女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率		直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付	

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方		直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率-0.2% 基準利率			代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
■	企業活力強化資金	経営の近代化、合理化を図る方など	設備・運転資金	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和9年 3月31日 まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業
	IT活用促進資金	情報化投資を行う方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.2% 基準利率			代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です)
	地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方		直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率			
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方		直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	基準利率-0.9% (上限3.0%) 基準利率-0.65% (上限3.0%) 基準利率-0.4% (上限3.0%) 基準利率 (上限3.0%)			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
●	事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	設備・運転資金	直接貸付 14億4千万円	(設)20年以内(うち据置5年以内) (運)10年以内(うち据置5年以内)	基準利率-0.9% (上限3.0%) 基準利率-0.65% (上限3.0%) 基準利率-0.4% (上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)	・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。	取扱期間 令和9年 3月31日 まで	直接貸付 (株)日本政策金融 公庫松江支店 中 小企業事業
	観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①② 基準利率			
	働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	特別利率①②③ 基準利率			
	SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組む方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	基準利率			
	省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方		直接貸付 14億4千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	基準利率- 0.65% 基準利率			
	価格転嫁・取引適正化推進資金 (令和8年4月1日)	受託中小企業の振興を図る方		直接貸付 7億2千万円	(設)20年以内(うち据置2年以内) (運)10年以内(うち据置2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率			

名称		融資(助成)対象者	資金(助成金)用途	貸付(助成金)限度	償還期限	貸付利息	保証及び担保	申込期日	申込方法及び場所 (窓口官公庁)
費	事業再生・企業再 建支援資金	<p><ア-リ- DIP>民事再生法の規定による再生手続開始の申し立てなどを行った方</p> <p><レ-タ- DIP>民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方</p> <p><企業再建>経営改善や経営再建などに取り組む方</p>	設備・運転資金	直接貸付 20億円	<p><ア-リ- DIP> 1年以内(うち据置1年以内)※一定の要件を満たす場合は、設備10年以内、運転5年以内(うち据置2年以内)</p> <p><レ-タ- DIP> (設)10年以内(うち据置2年以内)(運)5年以内(うち据置2年以内)</p> <p><企業再建> 20年以内(うち据置5年以内)</p>	<p><ア-リ- DIP> <レ-タ- DIP> 基準利率(上限3.0%)</p> <p><企業再建> 特別利率③ (上限3.0%) 特別利率② (上限3.0%) 基準利率 (上限3.0%)</p>	<p>・担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。</p> <p>・直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>	取扱期間 令和9年3月31日まで	直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業

(注)融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
普通保証	一般的な事業資金 が必要な方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000 万円 組合 4億8,000万円	20年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～2.20%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
当座貸越根保 証	反復継続的、安定 的に資金を必要と される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則5,000万円以下は不 要、5,000万円超は要	随時	取扱金融 機関
無担保当座貸 越根保証「リド 5000」	無担保にて反復継 続的、安定的に資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	5,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.15%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	取扱期間 新規保証は 令和9年 3月31日まで	取扱金融 機関
無担保・無保証 人当座貸越根 保証「プレミア」	無担保・無保証人 にて反復継続的、 安定的に資金を必 要とされる方	設備資金 運転資金	2億円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～0.85%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関
事業者カードロー ン当座貸越根保 証	カード等を用いて反 復継続的に小口資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	2,000万円	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・原則不要	随時	取扱金融 機関
ビジネスカードロー ン当座貸越根保 証「ほっと 300」	カード等を用いて反 復継続的に小口資 金を必要とされる 方	設備資金 運転資金	300万円 (創業後1年未満の方 及び白色申告を行う 個人事業者は100万 円)	2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.39～1.62%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
財務要件型無 保証人保証「あ んしん」	経営者保証を不要 とする保証を希望 される方	設備資金 運転資金	2億8,000万円	一括返済 2年以内 分割返済 設備 10年以内 運転 7年以内 当座貸越 2年以内 (更新可能)	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.39~1.62%	保証人…不要 担 保…必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
アトバンス3000 保証	一般的な事業資金 が早急に必要な方	設備資金 運転資金	3,000万円	3年以内	貸付利率…2.50%以下 保証料率…0.45~1.35%	保証人…不要 担 保…不要	随時	取扱金融 機関
小口零細企業 保証「グロース」	小規模企業者であ って、一般的な事 業資金が早急に必 要な方	設備資金 運転資金	2,000万円 (既存の保証付融資残 高を含め2,000万円 の範囲内となる新規 の保証に限る)	10年以内 期日一括返済の場合 は1年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.50~2.20%	保証人…必要となる場合がある 担 保…原則不要	随時	取扱金融 機関
市町村提携創 業保証「創」	対象市町村に住所 を有する法人又は 個人であって、新 たに事業を開始す る具体的計画を有 する方、事業を開 始して5年未満の 方	設備資金 運転資金	500万円	10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率…1.55% 保証料率…0.91%	保証人…必要となる場合がある 担 保…不要	令和5年 1月10日から 令和9年 3月31日まで	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
商工団体提携 保証【輪(りん)】 (令和7年10月1日)	一般的な事業資金 が早急に必要 な方、カード等を用い て反復継続的に小 口資金を必要とさ れる方	設備資金 運転資金	証書貸付 1,000万円 当座貸越 500万円	証書貸付 10年以内 当座貸越 2年以内 (更新可能)	貸付利率・・・1.95% 保証料率・・・証書貸付 0.30～1.75%/当座貸越 0.24～1.47%	保証人・・・必要となる場合がある 担保・・・不要	令和7年 10月1日から 令和9年 3月31日まで	取扱金融 機関
事業承継特別 保証	事業承継を行う方	設備資金 運転資金	法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	10年以内 期日一括返済の場合 は1年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～1.90% (経営者保証コーディネーターに よる確認を受けた場合は 0.20～1.15%)	保証人・・・不要 担保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
協調支援型特 別保証	本制度と原則同時 に一定額のプロパ ーティ融資を受ける方、 経営行動計画を策 定された方	設備資金 運転資金	個人・法人 2億8,000 万円 組合 4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間：運転1 年以内、設備・運転 設備3年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～1.90% (プロパティ融資を受ける場 合の借入時の保証料率 は、国補助後0.30～ 1.27%となり、経営行動 計画を策定された場合の 借入時の保証料率は、国 補助後0.34～1.43%)	保証人・・・必要となる場合がある 担保・・・必要に応じ要	令和7年 3月14日から 令和10年 3月31日まで	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善 ^ホ - ト保証)	経営 ^ホ - ト会議や 中小企業活性化協 議会等の支援によ り作成した再生計 画等に従って事業 再生に取り組む方	設備資金 運転資金	個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円	一括返済 1 年以内 分割返済 15 年以内	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～0.91%	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・必要に応じ要	随時	取扱金融 機関
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善・再 生支援強化型)		設備資金 運転資金		一括返済 1 年以内 分割返済 15 年以内 (据置期間 3 年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.80～ 1.00%(国補助後、一律 0.40%)		令和 7 年 3 月 14 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	取扱金融 機関
モニタリング強化型 特別保証 (令和 8 年 3 月 16 日)	認定経営革新等支 援機関との連携に より、月次で財務 状況や資金繰り状 況等を把握し、経 営状況等の報告を 行える方	設備資金 運転資金	個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円	一括返済 1 年以内 分割返済 10 年以内 (据置期間：運転 1 年以内、設備・運転 設備 3 年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.45～ 1.90%(国補助後、0.23～ 0.95%)	保証人・・・必要となる場合がある 担 保・・・必要に応じ要	令和 8 年 3 月 16 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで	取扱金融 機関
スタートアップ創出 促進保証	新たに事業を開始 する具体的計画を 有する法人、事業 を開始して 5 年未 満の法人	設備資金 運転資金	3,500 万円	10 年以内 (据置期間 1 年以内)	貸付利率・・・金融機関所定 保証料率・・・0.70～1.11%	保証人・・・不要 担 保・・・不要	随時	取扱金融 機関

名称 (取扱開始日)	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金) 限度	償還期限等	貸付利率等	保証及び担保等	申込期日	申込先
特定社債保証 (私募債)	一定の要件(適債 基準)を備えた中 小企業者が発行す る社債(私募債)に 対して行う保証	設備資金 運転資金	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上7年以内	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45~1.90%	保証人…不要 担 保…2億円超は原則要	随時	取扱金融 機関
流動資産担保 融資保証(ABL 保証)	売掛債権及び棚卸 資産を担保とした 借入について行う 保証	設備資金 運転資金	2億5,000万円 保証限度額2億円 (保証割合80%)	1年以内 (更新可能)	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.68%	保証人…不要 担 保…申込人の有する流動資産 (個別保証の場合は売掛債権のみ)	随時	取扱金融 機関
事業者選択型 経営者保証非 提供促進特別 保証	信用保証料の引上 げにより経営者保 証を提供しないこ とを選択する等一 定の要件を満たす 法人	設備資金 運転資金	8,000万円 SN4号・5号の場合は 上記とは別に8,000 万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.70~2.35%	保証人…不要 担 保…不要	令和6年 3月15日から 令和9年 3月31日まで	取扱金融 機関
POA-融資借 換特別保証	申込金融機関から 経営者保証を提供 したPOA-融資を 受けており、か つ、一定の要件を 満たす法人	運転資金	法人2億8,000万円 組合4億8,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間1年以内)	貸付利率…金融機関所定 保証料率…0.45~1.90%	保証人…不要 担 保…必要に応じ要	令和6年 3月15日から 令和9年 3月31日まで	取扱金融 機関

・日本政策金融公庫 国民生活事業

令和8年4月1日時点

名称	融資(助成) 対象者	資金 (助成金) 用途	貸付(助成金)限度	償還期限(据置期間)	貸付利率	保証及び担保	申込 期日	申込方法 及び場所 (窓口官公庁)
各種融資制度については、当庫のホームページ（下記 URL）にてご確認ください。 融資制度 国民生活事業 日本政策金融公庫 (jfc.go.jp)								